

令和6年度 第1回豊橋市障害者自立支援協議会（全体会）

日時： 令和6年5月31日（金）

13:30～15:30（予定）

会場： 豊橋市上下水道局 5階大会議室

次第

1 会長・副会長の選出

【令和5年度評価・実績報告】

2 豊橋市障害者福祉基本計画（2018～2023）の評価 … 資料1

3 第6期豊橋市障害者福祉実施計画及び第2期豊橋市障害児福祉実施計画の実績報告

（1）成果目標 … 資料2－1

（2）サービス提供実績 … 資料2－2

（3）豊橋市地域生活支援拠点（面的整備） … 資料2－3

（4）地域生活支援拠点の評価 … 資料2－4

4 令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会年間活動報告書 … 資料3

【令和6年度体制・計画】

5 令和6年度の豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュール … 資料4

6 令和6年度の各専門部会の活動状況報告と協議事項

<報告>

（1）生活支援専門部会 … 資料5－1

（2）就労支援専門部会 … 資料5－2

（3）こども支援専門部会 … 資料5－3

7 障害者虐待防止に係る事業所訪問について … 資料6

8 基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制 … 資料7

○次回開催予定

第2回 9月27日（金）10:00～12:00 予定 会場：豊橋市上下水道局5階大会議室

豊橋市障害者福祉基本計画(平成30年度～令和5年度)の総括

資料1

A	31
B	57
C	0

A: 順調に進んでいる
B: 概ね順調に進んでいる
C: あまり順調に進んでいない

基本目標	基本施策	主要事業	主要事業(細事業)	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価	評価に係る特記事項
I 障害を理解し、ともに生きるまちづくり	1 広報活動・ボランティア支援の充実	(1) 共生社会に対する理解を深める広報活動の充実	広報とよはしなどを活用した情報提供	B	広報とよはしや市ホームページ等を積極的活用。
			イベントなどにおける啓発や交流	B	
			障害者に関するマークの周知・啓発	B	
		(2) 障害者への支援の輪をひろげるボランティア活動の充実	ボランティアコーディネーターの育成	B	
			「見守りボランティア」活動の充実	B	
			ボランティアの育成支援	B	
	2 福祉教育・障害者理解の推進	(1) 相互理解を進めるための福祉教育の推進	ボランティアグループとの協働	B	
			イベントなどによる福祉教育の推進	B	
		(2) 障害者との交流等を通じた障害者理解の推進	障害者週間(12月3日～9日)における市民啓発	A	ステージイベントや体験、絵画展等多様な方法でイベントを開催。
			理解・交流を深める事業の推進	B	
3 障害者差別解消法の周知(新規)	(1) 障害者差別解消法の周知	学校・地域における福祉体験活動の充実	B		
		障害者差別解消法の周知(新規) 職員研修の継続実施(新規)	A	コロナ禍でも動画を作成し、研修を毎年開催。	
II 社会参加を支援するまちづくり	1 療育・教育等の充実	(1) こども発達センターを中心とする療育支援体制の充実	障害の早期発見・早期療育	B	
			障害児のいる家庭への支援	B	
			療育関係機関等との連携	B	
			地域における療育のスキルアップ・機能強化	B	
			豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	A	事業所交流会の実施等地域の関係機関によるネットワークを強化。
			障害児通所支援給付の実施	B	
		(2) 障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実	「医療的ケアガイド」の充実	A	医療的ケア児が利用可能機関等を一覧にてわかりやすく提示した。
			特別支援保育の推進	B	
			特別支援保育に関する研修機会の充実	A	webを活用するなど実施方法を充実させた。
			療育施設等利用時の交流保育の継続実施	A	市主催の研修機会を充実させた。
			こども発達センターと連携した障害児保育及び生活支援の総合サービスの実施	B	交流を継続し、相互理解を図った。
			医療的ケア児への支援(新規)	B	
	(3) 障害児を支援する教育活動の充実	専門的な知識を持った相談員による相談活動の充実	B		
		各関係機関との連携強化	B		
		特別な支援を必要とする子どもの教育を支援するための人員配置	B		
		特別な支援教育※を推進する教員の専門性向上	B		
	2 就労への支援	(1) 雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化	特別な支援を必要とする子どもの健康管理の推進【新規】	B	
			就労支援機能の強化	B	
			福祉的就労から一般就労への移行の推進	B	
			工賃向上に向けた取組みの推進	B	
障害者の就労支援への助成制度等の周知			B		
就業支援ネットワークの推進			A	関係各課との情報共有により、事業の周知協力が図られた。	
ハローワークと連携した障害者雇用、就労支援【新規】			B		
指導者などの人材育成の充実			B		
3 スポーツ・文化活動などの参加促進	(1) 障害者の日常生活を豊かにするための参加機会の確保	スポーツ・文化活動、生涯学習の充実	A	スポーツ及び文化面において様々な教室・講座を開催した。	
		障害者への適切な配慮のための研修の実施	A	手話、障害者差別解消法、障害者コミュニケーション条例に関する研修実施。	
4 行政手続等の充実	(1) 窓口等における行政手続等の配慮	選挙情報の提供方法の充実と投票所の整備	A	投票所の環境整備をすずめた。	

基本目標	基本施策	主要事業	主要事業(細事業)	基本計画 (平成30年度～令和5年度)の評価	評価に係る特記事項
Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	1 相談支援体制の充実	(1) 障害者自立支援協議会を中心とする相談支援機能の充実	豊橋市障害者自立支援協議会の相談支援機能の強化	B	
			相談支援体制の充実・強化	B	
			関係機関の連携による相談体制の充実	B	
			発達障害にかかる相談体制の充実(新規)	B	
	2 日常生活の支援	(1) 日々の暮らしを支援する障害福祉サービスに関する啓発の充実	障害福祉サービスについての情報提供	A	施設の空き状況やガイドブック等をホームページへ掲示した。
			相談やイベントの機会をとらえた啓発の充実	A	事業所フェアや動画を活用した啓発活動を実施。
			在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進【新規】	A	研修の実施や情報共有を行うなど、質の向上に努めた。
			障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	A	障害者福祉実施計画で設定したサービス見込量に到達。
			生活の場を確保するための居住系サービスの利用促進	A	補助金を適切かつ効果的な事業者に支出できるよう制度を整備。
			日常生活に必要なサービス等の提供	B	
			地域生活支援事業の充実	B	
	(6) 外出時における移動手段等の提供	福祉タクシー乗車券交付等移動手段助成制度の周知	A	公共交通機関等利用への助成や、自動車改造費の補助を実施。	
		公共交通機関へのバリアフリー化の推進	B		
	3 保健医療サービス等の充実	(1) 生活の質の向上につながる健康診査・健康教育の充実	乳幼児を対象とした健康診査や健康教育の充実	B	
			成人を対象とした健康診査、健康教育の充実	B	
			乳幼児の保健相談事業	B	
		(2) 健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実	成人の保健相談事業	B	
			病気の予防や健康づくりについての情報提供	B	
		(3) 医療サービスを受ける機会の確保等	各種医療給付の実施	A	自立支援医療(育成医療)費の給付。
			医療費助成の実施	A	自立支援医療(更生医療)費の給付。
4 地域社会における安心な暮らしの推進	(1) 消費者としての利益擁護	消費生活講座等を通じた消費者教育の推進	A	手話通訳者派遣やオンラインでの講座開催、音声認識アプリの活用。	
		成年後見制度や意思決定支援など権利擁護についての情報提供	A	成年後見市長申立事務の実施。	
		成年後見制度の利用支援	A	様々な情報提供方法をとり、制度の周知を行った。	
		事業所との連携による権利擁護の推進	B		
		障害者虐待防止法への取組み【新規】	B	「受任調整会議」を新規設置。	
Ⅳ 住みよい環境をひろげるまちづくり	1 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	障害者虐待防止法への取組み【新規】	B	事業所訪問、研修等による未然防止と寄稿、講師などの周知。
			ユニバーサルデザインの推進	B	
			バリアフリー化の推進	B	
	2 防災・防犯などの安全対策等の充実	(1) 災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	バリアフリーに対応した道路の整備や市営住宅の建て替え及び公園の新設など	A	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に準拠した新規公園の整備。
			市民への防災知識、防災対策についての普及啓発	B	
			避難行動要支援者支援事業等の充実	A	出前講座や地域防災訓練等を実施。
3 情報バリアフリーの推進	(1) 障害者の状況に応じた情報の提供	避難行動要支援者支援事業等の充実	B		
		犯罪被害防止・交通事故抑止の啓発など	B		
		避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【新規】	B		
		多様な手段による情報提供の充実	A	点字・音声・デジタル等を活用。	
(2) コミュニケーション支援の充実	聴覚障害者用福祉サービスの周知	A	パンフレット等を通じて周知。		
	コミュニケーション手段の充実	A	音声文字化アプリの導入。職員向けの研修を実施。		
			コミュニケーション手段の理解促進【新規】	B	

豊橋市障害者福祉基本計画(平成30年度～令和5年度)の総括

詳細資料

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価
I 障害を理解し、ともに生きるまちづくり	1 広報活動・ボランティア支援の充実	(1) 共生社会に対する理解を深める広報活動の充実	広報とよはしなどを活用した情報提供	広報とよはし、市や障害者団体のホームページなど、情報化社会に対応した多様な媒体を活用して、障害者への理解を更に深める情報を提供します。	事業主体: 社会福祉協議会(福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の広報誌「とよはし社協だより」において障害者関係事業の周知並びに誌面内「ボランティアランド」コーナーでボランティアによる障害者支援について啓発 社会福祉協議会のホームページにて、障害者関係事業の周知並びにボランティアによる障害者支援の取組み、障害者等への理解を促進する福祉教育の取組み、障害者施設等の紹介 「ぼらんていあ通信」で障害者支援ボランティアの取組みを紹介し、共に生きる街づくりについて啓発 ボランティアネットワークガイドブック(活動団体紹介冊子)にて、障害者支援ボランティアを周知 「社会福祉協議会のあらし」「社会福祉施設のあらし」にて、障害者支援に関する情報提供 エフエム豊橋やティーズでの障害者支援ボランティアのPR(ボランティア講座、イベントの告知や障害者支援ボランティア団体の出演による活動紹介) 情報誌「ぼらめ〜と」にてボランティア講座、イベントの告知、障害者施設でのボランティア募集情報の周知 無料通話アプリ「LINE」にてボランティアセンターアカウント作成、並びにボランティア講座、イベントの告知、障害者施設でのボランティア募集情報の周知 動画サイトYouTubeにてアカウントを作成し、動画でボランティア講座やイベントの告知を周知 	<ul style="list-style-type: none"> 各情報媒体の充実と、継続的な情報発信 地域ミニコミ誌、コミュニティラジオ、テレビ等の各種情報媒体と連携した告知機会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や制度の変化に応じて、情報の内容を充実、改編し、市民ニーズに即した継続的な情報発信をしていく。 現在の情報社会に対応した、インターネット媒体を利用した情報提供を充実させる。 	B
			広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> 広報とよはしや市ホームページ等を通じて、障害者への理解を深める事業等の情報が提供できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動者(ボランティア)の安定的な確保及びそれぞれの取組みの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア講座等による人材確保により、各事業を適宜、改善・充実して継続する。 各イベントの周知を進め、ボランティア・障害者双方の参加を促進させる。 	A		
			イベントなどにおける啓発や交流	「いきいきフェスタ」、「障害者週間」、「事業所フェア」など、福祉関係イベントの機会を捉え、市民の方へ障害の理解を深める啓発活動と障害者との交流を進めます。	事業主体: 社会福祉協議会(福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 「いきいきフェスタ」で、障害者団体、福祉施設等が主体的に情報発信する市民啓発を実施※令和4年度は記念講演と東三河社会就労センター連絡協議会による授産製品の販売を実施 「障害児(者)とボランティアのつどい」を開催し、障害児者の社会参加と交流を促進 「とよはし障害者青年学級」を開催し、ボランティアによる障害者の余暇支援を通しての社会参加促進 「豊橋市障害者はたちのつどい」の実施 ボランティアと連携した在宅障害者「なかよし料理講習会」の実施による社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 活動者(ボランティア)の安定的な確保及びそれぞれの取組みの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア講座等による人材確保により、各事業を適宜、改善・充実して継続する。 各イベントの周知を進め、ボランティア・障害者双方の参加を促進させる。 	B
			障害者に関するマークの周知・啓発	「障害者のための国際シンボルマーク」をはじめとした様々な障害者に関するマークへの理解、協力をいただくために周知、啓発に努めます。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に関するマークを障害者手帳を取得された方にご案内 障害福祉課の窓口ポスターを掲示などし、啓発に努めた。 毎年実施される東三河地区救急科講習の中で、シンボルマークの啓発も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 近所付き合いが希薄で地域のつながりが薄れてきている中では、地域の多種多様な人や資源(商店等)、警察や関係団体が参加するネットワークの構築が必要であり、地域の様々な立場の人たちで情報を共有することのできる体制づくりが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員への見守り対象の更なる啓発による登録世帯の増加と、市民の見守り活動への更なる理解促進による見守り協力者の増加を図り、ネットワークの再構築の検討を継続する。 	B
			ボランティアコーディネーターの育成	ボランティア活動の充実を図るため、ボランティアコーディネーターの資質向上を図り、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。	事業主体: 社会福祉協議会(福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会として、ボランティア相談にあたるボランティアコーディネーターを6人体制で設置し、夜間、土日祝日にも対応している。また、愛知県社会福祉協議会等の開催する研修や会議に適宜参加し、コーディネーターの資質向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の希望やニーズに即し、よりきめ細かいコーディネートに留意していくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 個々が対応したボランティア相談について、今後の相談対応の際に活かせるよう、コーディネーター全体で情報を共有、把握する。 ボランティアを必要とする側のニーズを把握する。 	B
		(2) 障害者への支援の輪をひろげるボランティア活動の充実	「見守りボランティア」活動の充実	障害者や高齢者が地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、「見守りボランティア」活動のさらなる充実に努めます。	事業主体: 社会福祉協議会(福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員との協働で、地域の対象者の把握と登録、対象者の近隣住民の協力による見守りボランティアへの登録を行い、地域における見守りボランティア活動の推進に努めた。 平成28年7月に障害者世帯と高齢者世帯も見守り対象とし、民生委員児童委員に周知と登録推進依頼をした。 2月に見守りボランティア活動PRチラシとリーフレットを全戸配布し、市民の活動に対する理解促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 近所付き合いが希薄で地域のつながりが薄れてきている中では、地域の多種多様な人や資源(商店等)、警察や関係団体が参加するネットワークの構築が必要であり、地域の様々な立場の人たちで情報を共有することのできる体制づくりが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員への見守り対象の更なる啓発による登録世帯の増加と、市民の見守り活動への更なる理解促進による見守り協力者の増加を図り、ネットワークの再構築の検討を継続する。 	B
			ボランティアの育成支援	各種ボランティア養成講座を開催し、専門的な知識や技術を必要とするボランティアや障害者の社会参加を支援するボランティアの養成を支援します。	事業主体: 社会福祉協議会(福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 「手話体験講習会」、「手話入門・基礎講習会」(※平成27年度から障害福祉課より受託)の実施 要約筆記入門講座の実施 点訳ボランティア養成講座の実施 あなたの声でボランティア！音訳入門講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 講座参加者の確保と活動団体への加入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 各種広報、情報媒体を活用した講座告知を充実させる。 ボランティア団体に受入担当者の配置を求めるなど、活動団体への受入体制の整備による加入促進の取り組みを進める。 	B

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価	
I 障害を理解し、ともに生きるまちづくり	1 広報活動・ボランティア支援の充実	(2)	障害者への支援の輪をひろげるボランティア活動の充実	ボランティアグループとの協働	ボランティア活動の活性化を図るため、「市民活動プラザ」「ボランティアセンター」を拠点にボランティア支援団体との連携を深めます。	事業主体: 社会福祉協議会 (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンター設置による相談対応、活動者支援体制の整備 ボランティアコーディネーターの配置(土日祝日と夜間対応) ボランティアセンターのポスター、パンフレットによるPR ボランティア活動環境の整備 (ボランティア保険受付、活動器材の貸出、打合せ用の部屋、印刷室、録音室、編集室等の貸出、書庫・ロッカーの貸出) ボランティアグループと連携した養成講座の実施とレベルアップのためのフォーロウ講座やグループ運営研修会の実施 視覚障害者、肢体不自由者ガイドヘルプボランティア派遣のコーディネート及び点訳・音訳活動、とよはし障害者青年学級の運営支援 とよはしボランティアネットワークや東三河ボランティア集会の実施によるグループ同士の相互理解、連携体制構築への取り組み ボランティア活動助成事業による活動資金の支援 図書、ビデオライブラリーの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者制度や支援ニーズの変化、点訳や音訳におけるIT化等社会情勢の変化に対応した環境整備や支援 	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢等を注視しつつ、情報保障や外出支援、余暇支援等障害者への直接的な支援を継続するとともに、これらボランティアは、学校や企業、市民への福祉教育(啓発)への関わりも重要な役割を担っており、双方の視点で今後も充実、発展を図る。 講座などを通してボランティアグループと協働しながら、ボランティアの人材確保のための事業を進める。 	B
			2 福祉教育・障害者理解の推進	(1)	相互理解を進めるための福祉教育の推進	イベントなどによる福祉教育の推進	イベントや出前講座などを積極的に活用し、障害者の特性等の理解を深めるための福祉教育を進め、福祉意識の醸成と高揚に継続的に取り組みます。	事業主体: 社会福祉協議会 (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉イベントいきいきフェスタにおける「手話体験コーナー」等障害者理解に資する取組みを展開※令和2・3・4年度は新型コロナウイルスの影響でいきいきフェスタの実施自体が縮小されていたため中止 学生ボランティアによる「いきいきフェスタ」での障害者施設、団体への支援活動※令和2・3・4年度は新型コロナウイルスの影響で中止(代替として、学生ボランティアが、福祉施設に折り紙等のクラフトを送ることで交流体験を図った) 学校等における福祉教室の企画運営、資料提供並びに講師派遣協力(手話、点字、要約筆記、音訳、視覚障害者ガイドヘルプ、車いす体験、福祉レクリエーション、障害者の講演) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉イベントや行事での一般市民集客には、様々な工夫が必要と考えられ、話題性、時事性、社会情勢を動機としたテーマをベースに企画を展開することが課題となる。 学校からの依頼に適切に対応するための、福祉教室講師のボランティアや障害者講師の人材確保
	2 福祉教育・障害者理解の推進	(2)	障害者週間の推進	障害者週間(12月3日～9日)における市民啓発	障害者週間に合わせ市民と障害者が参加するイベントを開催するなど、障害や障害のある人に対する市民の関心と理解が深まるよう、啓発を充実します。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会と連携しながら、障害者週間に合わせ、障害の有無に関わらず広く市民が参加できる様々なイベントを実施。障害者が出演するダンスや歌などのステージパフォーマンスや、児童が車いす体験やバラスポーツであるポッチャ体験等を実施し、障害者と健常者の交流を促進した。また、コロナ禍では、とよはしみんなのまちなか絵画展を開催。豊橋市内の障害者による絵画作品を募集し、まちなか図書館やココニコで展示し、障害者の社会参加を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定数の市民や障害者に参加してもらうことが出来ているが、より多くの様々な市民に参加してもらえるようなイベントにしていきたい。開催内容を工夫していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きイベントを開催するとともに、市民の関心と理解が深まるよう催して、啓発を行う。 	A
			理解・交流を深める事業の推進	理解・交流を深める事業の推進	障害者を知り、障害を理解するため、障害のある子とない子が交流することにより、お互いを理解しあう機会の提供に努めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 居住地校交流、学校間交流ともに、新型コロナウイルス感染症への対応をしながら工夫して交流を行う学校が増加した。直接的な交流ができなかった学校は、作品や手紙を交換するなどして交流を図ったり教員間の情報交換などを行ったりして児童生徒の理解を図った。 くすのき特別支援学校では、高等学校の生徒との交流を行い、お互いを理解しあう機会を設けることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症等の制限がある場合でも、方法を工夫するなど、相互理解や交流のよい機会となるようにしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内各校に、センター的機能を有する特別支援学校との交流(児童生徒及び教員)を啓発する。また、居住地校など、特別支援学校に在籍する子どもが居住地校で学習する機会を啓発していく。 	B
	3 障害者差別解消法の周知(新規)	(1)	障害者との交流等を通じた障害者理解の推進	学校・地域における福祉体験活動の充実	福祉協力校の活動、「総合的な学習の時間」を活用した福祉体験活動、中学校の職業体験に関連した活動など、学校における福祉体験活動の充実を図るとともに、地域における福祉体験活動への支援を行います。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策のため、中学校における福祉施設などへの職場体験活動などができない学校もあったが、総合的な学習の時間などに、車いすや高齢者体験などの福祉体験を行ったり、福祉関係機関等の出前講座を受けたりするなどして福祉に関する学びの充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の流行等で受け入れ先がない場合でも、校内で福祉体験や福祉に関する学習を行うなど、活動内容や方法を工夫し、障害に対する理解を深めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の情報提供や、情報交換、福祉協議会などと連携をし、受け入れ先の新規開拓に努める。 	B
			障害者差別解消法の周知(新規)	障害者差別解消法の周知	障害者を理由とした不当な差別的取扱いをなくし、合理的配慮が提供されるよう市民や福祉サービス事業所など障害者差別解消法の周知に努めます。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 以下の取組により法周知を行うことが出来た。 豊橋市サービス向上支援事業として基幹相談支援センターが障害福祉サービス事業所に対して出前講座を行った(毎年10件程度)。 まちづくり出前講座として市職員が小学校や企業経営者に対して出前講座を行った。 事業所向けに権利擁護研修会を年3回実施した。 障害者差別解消法の改正(令和3年5月改正、令和6年4月1日施行)に伴い、豊橋商工会議所のメールマガジン(登録者約1,000件)及び会報誌「New Voice」(会員約5,200件)にて事業者の合理的配慮の義務化を周知した。 障害福祉課、商工業振興課のホームページに事業者の合理的配慮の義務化について掲載した。 職員向けに行っている差別解消法の研修について、市民も対象に加えて実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の改正があり、事業者の合理的配慮が義務化されることについて、商工会議所を通じて積極的に周知を行ったが実際に周知がどのくらいできたのか評価することが困難。効果的な啓発方法とその評価方法を検討していく。 市民や企業向けの周知、研修に参加してもらうための工夫が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所への周知啓発だけでなく、企業や市民に対する周知啓発に積極的に取り組んでいく。 職員向けに行っている差別解消法の研修については参加者の評価も高いことから、市民や企業も対象に加えて、参加者を増やしながら実施していきたい。 	B
	職員研修の継続実施(新規)	職員研修の継続実施(新規)	障害者差別解消法の趣旨・目的、職員対応要領への理解を深め、実践できるよう毎年度研修を実施します。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けの研修を毎年度実施。 新型コロナウイルスの感染拡大の際は、とよはし総合相談支援センターの協力で研修動画を作成し、職員各自で動画視聴することで障害者差別解消法の趣旨や目的の理解を深めることができた。 新規採用職員や過去に受講したことのない管理職を対象として実施したが、職員アンケート結果では理解できた方が99%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の理解については、新規採用職員を主体として継続した人材育成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修を継続実施し、障害者差別解消法の趣旨や市役所の取組み強化に焦点を当て、事例を交えながら周知を行う。 	A		

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価
Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり	1 療育・教育等の充実	(1) こども発達センター等との連携による療育支援体制の充実	障害の早期発見・早期療育	健診・診断等を通じた障害の早期発見に努めるとともに、療育が必要な児童について、関係機関と連携した支援を行います。	こども発達センター	・専門医による診察を行うとともに、理学療法、作業療法、言語聴覚療法によるリハビリテーションを実施した。また、乳幼児健診等を実施する保健部門と連携し、発達に心配な児童に対し、親子通園つづ教室へと繋げた。親子通園つづ教室を通して成長、発達を促すとともに保護者への育児支援を行った。	・診察の初診待ち期間の短縮化及びスタッフの確保が必要	欠員となっている正規職員医師等の確保を進め、診察の初診待ちを短縮するとともに、こども保健課と連携し発達に心配のあるお子さんをつづ教室へ繋げ保護者支援を行っていく。	B
					こども保健課	・乳幼児健康診査で障害の疑いがある児の早期発見に努め、精密検査の受診勧奨・結果の把握を行っている。また、健診事後相談・事後教室などで発達発達を確認しながら適切な療育機関へ繋げた。	・障害に対する保護者の受容によっては、早期の療育に繋がらないことがある。	・乳幼児健康診査で疾病や障害の早期発見に努め、児の成長を保護者とともに確認しながら、適切な時期に必要な関係機関へ繋げていく。	B
			障害児のいる家庭への支援	障害児のいる家庭に対し、障害児通所支援事業の紹介等必要な支援を行います。	障害福祉課	・療育的支援が必要な児童に対し、障害児通所支援事業について窓口や電話にて説明、適切なサービス利用へと導き、保護者の育児・療育に対しフォローを行った。 ・親子支援プログラムやペアレント・トレーニングを行い、子の発達に不安のある保護者に対し、講座を行った。	・障害児を育てる保護者で、障害児通所支援事業について把握していない保護者に対してはフォローが少ない。	・障害児の保護者に対し、適切に事業の利用が可能となるよう、障害児に関する関係機関への周知・啓発に努める。 ・児童発達支援センターでペアレント・トレーニングを実施するなど、子どもの発達に心配のある保護者が気軽に相談できるよう周知をする。	B
			療育関係機関等との連携	あいち発達障害者支援センター、東三河児童・障害者相談センターなどの専門機関や市内の保育所、幼稚園、認定こども園、診療機関、学校等と連携し、支援を進めます。	こども発達センター	・県の障害児等療育支援事業実施施設担当者会議、療育関係者会議などで情報交換や連携を行った。また、保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談、学校や療育施設等への施設支援の実施、保護者や福祉・教育関係者を対象とした勉強会や講演会を通して支援を進めた。	・事業を実施するためのスタッフの確保及びスキルアップが必要	・愛知県医療療育総合センター、東三河児童・障害者相談センターなどの専門機関や市内の保育所、幼稚園、療育機関、学校等との連携を行っていく。	B
					こども保健課	・障害の疑いがある児や保護者の気持ちに寄り添い、保育園や関係機関と連携して児の成長や発達に対応した支援を行った。	関係機関によって、障害の理解や対応が様々で、早期療育に繋げることが難しいことがある。	早期療育に繋がるように、今後も必要な関係機関と連携をとり、ともに支援していく。	B
			地域における療育のスキルアップ・機能強化	地域で療育に携わる方のスキルアップのため、研修や講演の機会を充実するとともに、相談機能強化や各種サービスとの連携を図ります。	こども発達センター	・保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談、学校や療育施設等への施設支援の実施、保護者や福祉・教育関係者を対象とした研修会や講演会を開催することにより、地域における療育の技術力向上・機能強化を図った。	・事業を実施するためのスタッフの確保及びスキルアップが必要	・地域で療育に携わる人の技術力を向上させるため、研修や講演の機会を充実するとともに、相談機能強化や各種サービスとの連携を図っていく。	B
			豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	こども専門部会及び事業所連絡会において、事例検討会、事業所の交流、職員資質向上に向けた支援を行います。	障害福祉課	・中核的役割を果たす協議の場として豊橋市障害者自立支援協議会を引き続き設置し、医療・高齢介護など、地域の関係機関によるネットワークの強化に努めた。 ・コロナ禍においてもICT積極的に導入することにより、満足度の高い講座や、連絡会を行った。 ・事業所交流会を実施し、テーマを決めて話し合うことで出た意見を元に研修を開催するなど、事業所の悩みに対してアプローチすることができた。	・事業所の課題や悩みに対し、事業所連絡会などで対応したが、今後も事業所のニーズに対し、対応していく必要がある。 ・事業所連絡会等に参加しない事業所もあるため、ニーズを把握し、新事業所の参加を促す必要がある。 ・事業所職員の入れ替わりが多く、継続的に進んでいく必要がある。	事業所での支援の質の向上を目指しつつ、事業所の懸念事項としてニーズの高い内容に焦点をあてる。また、多くの事業所の参加を促し参加者を増大するとともに、満足度の高い講座を提供し、事業所の支援の質を高める。	A
			障害児通所支援給付の実施	障害児の療育の場や社会交流の機会を充実するとともに、障害児の生活全般の相談支援を通じて、多面的な支援を行います。	障害福祉課	・障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、障害児支援利用計画案等を勘案して、障害児通所支援給付費支給の要否を決定した。	・保護者が療育の場より預けの場と認識しているケースがみられる。 ・支給決定の日数が実利用状況と合致しておらず、支給決定が利用状況よりかなり多くなっているケースがみられる。	・障害児通所支援事業の事業目的の周知 ・聞き取りでの、保護者からのニーズ把握(サービスや日数等)による、サービス調整 ・必要時には、相談支援専門員へ障害児の状況を確認する。	B
			「医療的ケアガイド」の充実	三師会(医師会等)の協力を得て訪問診療、訪問看護など医療的ケアが必要な障害児・者の情報提供の充実を努めます。	障害福祉課	・医療的ケア児者が利用できる医療機関や福祉サービス事業所を一覧で確認でき、医療的ケア児者及びその家族にとって、どの機関を利用できるのかを分かりやすく提示することができた。	・医療的ケアガイドの周知の場がまだ少ない。	・情報の更新を行うとともに、改めて関係機関に周知を行う。その際、障害者自立支援協議会の事業所連絡会等の議題にあげる、配布場所を増やすなど周知の機会を増やす。	A
		(2) 障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実	特別支援保育の推進	特別支援保育の受入れ体制を整備するとともに、加配保育士・保育教諭の充実に努めます。	保育課	発達に障害のある児童の保育施設での受入れを行うため、市独自で加配保育士配置のための人件費等の補助を実施。補助単価の増額や、加配保育士の増員等、保育施設での受入れ体制の充実を図った。	慢性的な保育士不足の中、発達に障害のある児童は増加傾向にあり、保育施設における受け皿確保のみでは限界を迎えつつある。	引き続き、特別支援保育の受入れ体制の充実に努めるとともに、関係機関・他部局と連携して、対策を検討する。	B

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価	
Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり	1 療育・教育等の充実	(2) 障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実	特別支援保育に関する研修機会の充実	保育所・認定こども園等の職員の資質向上のため、特別支援保育に関する研修機会を充実します。	こども発達センター	・保育所・幼稚園、認定こども園への巡回相談・職員研修会・親子通園つづ教室見学研修、保護者や福祉関係者を対象とした講演会等を開催した。 なお、研修会の一部はwebを活用して実施することで多くの方に参加してもらうことができた。	・事業を実施するためのスタッフの確保及びスキルアップが必要	・保育所等の職員の資質向上のため、保育課と連携し研修機会の充実を図っていく。	A	
					保育課	園職員の資質向上のため、市主催の研修機会の充実を図ることができた。	特別支援保育の対象児童数が増加傾向にあり、園職員のレベルアップを図るため、研修機会の充実や効果的な研修内容について継続して検討・実施する必要がある。	関係機関と連携し、研修開催を十分に周知することにより、より多くの職員が研修機会を得られるようにする。	A	
				療育施設等利用時の交流保育の継続実施	療育施設など利用時の交流保育に対する理解を進めます。	保育課	療育施設利用児童と保育施設等の児童との交流を継続し、相互理解を図ることができた。	効果的な交流を行うためには園職員の資質向上を図る必要もあり、これに向けた各種研修等の充実が必要である。	保育施設と協議しながら事業実施することにより、交流保育の充実に努める。	A
				こども発達センターと連携した障害児保育及び生活支援の総合サービスの実施	保育所、認定こども園、幼稚園への巡回相談や学校、療育施設等への支援に努めます。	こども発達センター	・保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談、学校や療育施設等への施設支援の実施、保護者や福祉・教育関係者を対象とした勉強会や講演会を開催した。	・事業を実施するためのスタッフの確保及びスキルアップが必要	・保育所、認定こども園、幼稚園、学校、療育施設等へ巡回相談等の周知を行い、実施していく。	B
				医療的ケア児への支援(新規)	喀痰吸引※等を必要とする医療的ケア児及びその家族の負担軽減を図るため、居宅介護支援事業所職員が医療的ケアを実施できるよう資格取得費用への支援を行います。 医療的ケアが必要な児童・生徒の充実した保育所等の生活を支援するとともに、家族の負担軽減を図るため、保育所等へ看護師を派遣します。	障害福祉課	・H29～R1年度に豊橋市喀痰吸引等研修事業費補助金交付要綱により、資格取得のための補助を行った。 ・H30～障害児看護支援事業により保育所等へ看護師を派遣した。 ・医療的ケア児者が安心して社会参加し保護者の負担軽減が図られるよう医療的ケア児者移動支援事業を開始した。 ・課題となっていた医療的ケア児者の情報の一元化を行う体制整備として、医療的ケア児等支援マネージャーを令和5年1月から基幹相談支援センターに配置(予定)。	・医療的ケア児者の情報が個々の事業所にあり、情報を一元化する体制にないため、実情やニーズの把握が困難	・医療的ケア児への障害児看護支援事業の制度を継続する。 ・医療的ケア児者移動支援事業の継続、見直し。 ・医療的ケア児等支援マネージャーが中心となり、医療的ケア児等とその家族の実情やニーズの把握。	B
		(3) 障害児を支援する教育活動の充実	専門的な知識を持った相談員による相談活動の充実	心理カウンセラー、心理判定員※、スクールカウンセラーなどの専門相談を充実します。	学校教育課	にじの子相談室の活用について、幼少期の保護者の相談も増加した。また、困り感や検査結果をもとに心理判定員、相談員が保護者、学校へ個に合った支援方法を伝えることができた。令和3年度より、WISCの貸し出し用を購入したことによって、スクールカウンセラーが学校で検査ができるようになった。貸し出し件数も少しずつ増加してきている。検査結果をもとに個の実態把握や支援方法に活かすことができた。	年度末に相談や検査件数がより多くなるため、計画的に教育支援を進めていくよう会議等で学校に伝えていく。	にじの子相談室とくすのき相談センターの連携を深め、情報交換を生かしながら、個の合った支援や就学への助言を促していく。	B	
			各関係機関との連携強化	小中学校、特別支援学校、医療機関、福祉施設等との連携を強化し、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課	こども発達センターや保育課の協力のもと、就学前の保護者にたよりや映像を活用した情報を提供していくことができた。 特別支援学校のセンター的機能を生かした相談活動や県の特別支援学校の巡回相談への積極的な参加、研修などが行われ、教員の資質向上を図ることができた。 ほっとびあとの連携により、出前講座を行い、障害への理解につなげることができた。	・就学児への情報提供などを行うことで、保護者の困り感や相談へのアプローチを行う。 ・放課後等デイサービス事業所や保育所等訪問支援事業など、学校と事業所等が円滑に連携し、必要な情報を共有できるよう、アンケートの結果等をもとに方策を練る必要がある。	・こども発達センターや保育課の協力のもと、今後もたよりや映像を活用した情報を提供していき、困り感のある保護者にはにじの子や東三の早期教育相談を活用していくよう促す。 ・学校と福祉・医療等との連携に関して、お互いの立場を理解しながら効果的な連携を進めることができるよう働きかけていく。	B	
			特別な支援を必要とする子どもの教育を支援するための人員配置	特別な支援を必要とする子どもとその家族の支援に必要な支援員を配置するとともに、個人の特性に応じた支援を充実するために、通級指導教室の拡大・充実に努めます。	学校教育課	・通級指導教室の教員(県の加配)の増加により、より多くの学校が拠点校となり、「自立活動」を中心に個のニーズに合った指導を行うことができた。	・通級指導教室対応教員の配置が加配があったが、初めて通級を指導する教員も多くなってきたので、教員の専門性の向上を図る。	・通級指導の教員研修の充実を図っていく。 ・特別支援教育支援員の配置により、特別支援学級の児童に、より丁寧な支援が行なわれるよう促していく。	B	
			障害児を支援する教育活動の充実	特別支援教育※を推進する教員の専門性向上	特別支援教育研究協議会への支援を継続するとともに研修の充実を図り、教員の専門性の向上に努めます。また、個別の教育支援計画の策定により、保護者とともに子どもの成長を促す教員の資質向上に努めます。	学校教育課	・研修会は、特別支援学級担任が知りたいテーマで夏季研修会を行った。「就労と進路」をテーマに研修を進め、教師の困り感に寄り添った学習会となった。	・毎年担任が、多く代わるので、先を見通した支援・指導について、またそれをいかした個別の教育支援計画等の作成についての研修、個別の指導計画の活用の仕方を周知していく。	・この支援のために有効活用するように、個別の教育支援計画と個別の指導計画の内容の吟味を図り、変更が必要な場合は改定をしていく。また、保護者との共通理解を図るよう学校にしっかりと促していく。	B

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価	
Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり	1 療育・教育等の充実	(3)	障害児を支援する教育活動の充実	特別な支援を必要とする子どもの健康管理の推進【新規】	くすのき特別支援学校をはじめ小中学校において、児童生徒の健康管理を推進するため、部活動への参加による体力づくりや家庭との連絡を密にした健康管理などを行います。	教育政策課 学校教育課	・小学校は、休み時間の外遊びを奨励したり、マラソンや縄跳びの練習に全校で取り組んだりする機会をもつなどして体力づくりに努めた。中学校では、特別な支援を必要とする生徒の部活動参加は学校によってさまざまではあるが、特に、運動部においては体力づくりという観点だけではなく、特別支援学級の枠を越えた人間関係づくりなど、共生教育の意識を高めることができていると考える。また日常の健康指導や学校保健委員会等において、児童生徒の健康への意識を高めることができた。 ・くすのき特別支援学校高等部産業科の生徒にとって、部活動は体を動かすよい機会であり、体力向上につながっている。また、小学部は、歩く活動を行うなどして体力づくりに努めたり、生活習慣病の学習等により健康への意識向上を図ったりした。	・小学校では、家族や教職員からの働きかけだけでなく、自分で健康や体力を向上させようとする意識の醸成を図る必要がある。 ・中学校においては、熱中症、感染症等により、児童生徒の健康や安全面の確保がしづらい環境の場合は、部活動が実施できないこともあるため、部活動以外の取り組みを工夫することで、体力向上を図っていく必要がある。 ・くすのき特別支援学校は、家庭においても運動することが少ない児童生徒が多いため、体を動かす機会を増やすことが課題として挙げられる。	・小中学校においては、家庭との連携を重視しながら、児童生徒が、自らの健康に対する意識を高めるとともに健康管理に努めるよう、啓発していく。また、日常的な指導や保健の学習をとおして、熱中症や感染症等に対する知識、状況に応じた判断、行動等を行うことができるようにしていく。 ・くすのき特別支援学校においては、引き続き、これまでの活動にしっかり取り組んでいく。また、食生活や運動等は、家庭の協力を得ることも必要であるため、保護者への働きかけを継続していく。	B
				就労支援機能の強化	障害者自立支援協議会の就労支援専門部会及び事業所連絡会において、事業所間の連携を深め、事業所のスキルアップ研修を行い、法定雇用率※の達成に向け、ハローワークと連携し、市内企業へ障害者雇用の推進を図るよう働きかけます。	障害福祉課	・就労支援専門部会部会にてスキルアップ検討会を毎年5～8回程度実施し、事業所職員のスキルアップを図るとともに、検討会後に交流会を行い、事業所間の連携を促した。	・就職支援や工賃向上など、多様な利用者のニーズに応える事業所に対し、それぞれの事業所に合わせたスキルアップ検討会が実施できていない。	・スキルアップ研修、交流会、情報交換など、テーマ別にスキルアップ検討会を開催する。	B
	2 就労への支援	(1)	雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化	福祉的就労から一般就労への移行の推進	就労支援専門部会及び事業所連絡会において、事業所の支援内容の質の向上を図ることで、一般就労者増加を推進します。	障害福祉課	・就労支援専門部会部会にてスキルアップ検討会を毎年5～8回程度実施し、事業所職員のスキルアップを図った。 ・就労支援専門部会で特別支援学校や事業所に進路選択に関する情報提供を行うことで、一般就労に繋げるためのサービス選択を促した。	・令和6年度から新たに始まる予定の就労選択支援など、適切なアセスメントの機会を増やすことで就労系障害福祉サービス利用が増すことを見据え、障害者・ご家族に対して有効活用できる情報の提供や制度の周知が課題。	・国から示される予定のアセスメントとの整合を図りながら、本市で適切なアセスメントを行えるように周知し、一般就労に繋げる。	B
				工賃向上に向けた取組みの推進	障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等が供給する物品を優先購入するなど、工賃向上に向けた取組みを推進します。	障害福祉課	・就労支援専門部会で事業所工賃調査結果を提示するとともに、就労支援専門部会部会にてスキルアップ検討会を毎年5～8回程度実施し、工賃向上への職員意識の高揚を図った。 ・工賃向上の一助となるように、障害者優先調達推進法に関する庁内研修の中で、授産製品一覧を配布・周知した。 ・優先調達推進会議を実施し、優先調達推進方針を策定した。	・事業所の工賃向上への取組を支援するとともに、工賃向上に繋がる優先調達を促すことが課題。	・スキルアップ検討会や優先調達の説明会を引き続き行い、庁内及び関係機関への周知に努めることで、工賃向上に繋げる。	B
				障害者の就労支援への助成制度等の周知	障害者が就労に必要な技能を修得するための支援や、就労に向けた各種助成制度の周知に努めます。	障害福祉課	・窓口や電話での相談に対し、障害福祉サービスの就労系サービスを周知するとともに、就職後のサービスである就労定着支援の案内等を行った。	・一般就労後、短期間で離職しないよう定着に向けた支援が必要である。	・引き続き自立支援協議会、就労支援専門部会及びハローワーク等との連携を強化するとともに、就労定着支援による定着率向上を目指す。	B
				就業支援ネットワークの推進	就業支援ネットワークを活用し、障害者や高齢者・女性・外国人などの就業支援に関する情報交換や他機関との連携を進め、更なる就業支援に努めます。	商工業振興課	・関係各課との情報共有を行うことで、事業の周知協力が図られた。	就業支援ネットワーク会議は実施していないが、適宜関係各課や他機関と情報共有を図っているため、大きな課題は特にありません。	関係各課との情報共有、連携強化を図り、就業支援に努める。	A
				ハローワークと連携した障害者雇用、就労支援【新規】	企業の障害者、障害への理解を深めてもらうため、ハローワークと連携し、企業の雇用担当者を対象とした研修等を継続開催するとともに、法定雇用率の達成に向けて市内企業へ障害者雇用の推進を図るよう働きかけます。	障害福祉課	・ハローワーク主催の就職面接・相談会や事業主支援ワークショップに事業所職員や支援員が参加し、障害者雇用の支援を行った。	・対面でのイベントが再開される見込みの中で、積極的にイベントに参加していく。	・イベントの開催や企業の職場見学を通して、事業所と企業の相互に課題の解決に向けた情報共有や意見交換を行う。	B
				3 スポーツ・文化活動などの参加促進	(1)	障害者の日常生活を豊かにするための参加機会の確保	指導者などの人材育成の充実	スポーツ・レクリエーション指導者やサポートするボランティアなどの人材育成を図ります。	事業主体：社会福祉協議会(福祉政策課)	・福祉レクリエーションボランティアセミナー ・施設職員のための福祉レクリエーション入門講座の実施
	スポーツ・文化活動、生涯学習の充実	2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、障害者を主体としたスポーツ・文化芸術活動(障害者福祉会館「さくらピア」における各種教室など)を充実し、障害者の更なる社会参加を支援します。	障害福祉課				・ポッチャ、サウンドテーブルテニス、スポーツ吹矢、ダンス、テニス、水泳などさまざまなスポーツ教室を開催し、好評を博した。文化面においてもクラフト、折り紙、絵てがみ、已書、寄せ植え、陶芸などの各種教室・講座を開催し、障害者の社会参加につながった。	・イベント後にアンケートを取り、利用者のニーズに合わせた新たな教室を実施するなど障害者の社会参加を支援しており、引き続き利用者のニーズの把握が必要。	・スポーツ・文化芸術活動に関する各種教室を引き続き実施し、利用者のニーズを反映させながら、障害者や健常者の交流の場を広げるとともに、障害者の社会参加を支援する。	A

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価	
Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり	4 行政手続等の充実	(1)	窓口等における行政手続等の配慮	障害者への適切な配慮のための研修の実施	障害者が合理的な配慮を受けることができるよう、職員に対し障害者理解を促進する研修を実施するほか、手話技術研修の実施により窓口等における配慮を徹底します。	障害福祉課	・例年実施の手話研修実施に加え、新たに「障害者差別解消法」、「障害者コミュニケーション条例」施行に伴い、職員への研修を行った。	・職員への研修だけでなく、民間事業者も含めた一般市民向けの周知も必要となってくる。 ・手話技術研修修了者のさらなる技術向上。	・職員、民間事業者を含めた一般市民も参加可能な研修を行うなど、法の趣旨について、周知を図る。 ・継続的な手話技術研修の実施	A
			窓口等における行政手続等の配慮	選挙情報の提供方法の充実と投票所の整備	選挙権を有する障害者に対して円滑な投票行動が行えるよう、選挙情報の提供や投票所における環境整備等を充実することにより、多くの障害者が選挙に参加しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	・選挙情報の提供として、選挙公報の音訳・点訳版を視覚障害者に配布したほか、全投票所に点字による候補者氏名表や投票用紙、点字器を配備した。 ・投票所の環境整備として、全投票所に車椅子を配備し、学校の体育館等を利用する投票所のほとんどで入り口の段差解消のために簡易スロープ等を配備した。また聴力に障害のある有権者への投票環境の向上策の一環として、指さし確認用のコミュニケーションボードを全投票所に配備した。	・選挙情報の提供について、分かりやすい表現の配慮をすすめていくことが必要 ・投票所の環境整備について、選挙日程などにより通常の投票所が使用できず、代替の投票所を開設する場合には、予算や時間的制約がある中、不足なく環境が整備できるかが課題	・引き続き、各選挙情報の音訳・点訳版による提供や、投票所の資材の確認・補充など投票所の環境整備に努める。	A
Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	1 相談支援体制の充実	(1)	障害者自立支援協議会を中心とする相談支援機能の充実	豊橋市障害者自立支援協議会の相談支援機能の強化	個々の障害者について関係機関によるケース検討を行うとともに、保健・医療・福祉などの関係機関との情報交換を通して、地域生活における課題を整理し、解決に向けた協議を行います。	障害福祉課	・豊橋市障害者自立支援協議会を引き続き設置し、地域の関係機関によるネットワークの強化、課題に対する対応方法の協議を継続して実施した。 ・虐待件数や困難ケースが増えすぎて十分な対応がとれなくなっているとの現状課題を解決するため、自立支援協議会の事務局となるとよはし総合相談支援センターに、個別課題対応を強化するための医療的ケア児等支援マネージャー、虐待防止相談員の2名を新規で配置する協議を実施した。(令和6年1月より配置予定)	・とよはし総合相談支援センターと障害福祉課が連携して豊橋市障害者自立支援協議会の充実を図ってきたが、虐待件数や困難ケースが増えすぎて十分な対応がとれなくなっている。	・相談支援体制の更なる充実のため、豊橋市障害者自立支援協議会を引き続き設置し、地域の関係機関によるネットワークの強化を図る。	B
				相談支援体制の充実・強化	とよはし総合相談支援センターを中核として、研修などによる相談員の資質向上に努めるほか、市内の障害福祉サービス事業所等の情報収集を行い、適切な情報提供ができる体制の充実に努めます。	障害福祉課	・階級別研修、職種別研修、テーマ別研修にて多種多様な研修を実施し、資質向上に繋げた。 以下のとおり全体で3名の人員増員、資格要件の厳格化等により体制の充実を図るための協議をした。 ・とよはし総合相談支援センターに個別課題対応を強化するための医療的ケア児等支援マネージャー、虐待防止相談員の2名を新規で配置する協議を行った。(就労の関係を1名減員するため、全体で1名増員) ・委託相談支援事業所(現在9名)について、全障害で相談支援を行うよう仕様書を統一するとともに11名配置する協議を行った。(2名増)	・とよはし総合相談支援センター及び委託相談支援事業所の見直しに伴うプロポーザルにより、受託事業者が変わる可能性があるが、交代により支援に支障が出ないようにしなければならぬ。 ・研修や情報収集を行っているが、アウトリーチによる一般相談支援事業所へのスーパーバイズができていない。	・階級別研修、職種別研修、テーマ別研修について継続的に実施し、指定相談支援事業所の体制充実に寄与する。 ・アウトリーチによる一般相談支援事業所へのスーパーバイズ等の支援を行っていく。	B
				関係機関の連携による相談体制の充実	精神保健、難病ケアに関する各種相談窓口の周知を図るほか、保健・医療・教育・福祉などの関係機関との連携強化により相談体制を充実します。	健康増進課	・事業や研修開催時に、保健所の役割や相談窓口の周知、関係機関との連携強化について発信することができた。関係機関からの相談や連携のケース会議等が増加しており、相談体制支援体制の充実が図れた。	・対応困難事例の増加により、複数の関係機関との連携が必要な事例が増加している。 ・関係機関から支援方法の助言を求められることも増加している。 ・関係機関と緊急度や支援方法を共有し、共通理解を進め連携し対応していく必要がある。	・引き続き、会議や研修の場で連携強化の必要性について発信、個別支援において関係機関との連携強化を図る。	B
				発達障害にかかる相談体制の充実(新規)	・近年、増加傾向にある自閉症等の発達障害に係る相談件数の増加に対応するため、委託相談事業所の相談体制を強化し、幼稚園・保育園、学校等の関係機関での円滑な支援に繋げます。	障害福祉課	・ベアトレ支援体制検討会にて、発達障害児を理解し、効果的な関わり方を知ることができるペアレント・トレーニングを幼稚園・保育園や児童発達支援等を介し周知し、実施(予定)。	・児童発達支援センターで発達に関する相談を受けられることを知らない保護者もいるため、周知を図る必要がある。 ・教育機関、保育園などとの連携がまだ不足している。	・相談窓口を認識してもらうことが重要なため、こども支援専門部会などの協議会を活用し、連携及び周知に努める。 ・児童発達支援センターで、発達に心配のある保護者が気軽に相談できる体制を整える。	B
				障害福祉サービスについての情報提供	・ホームページの内容を充実するとともに、とよはし総合相談支援センターにおける障害福祉サービスの情報発信を充実します。また、法制度の変化に対応した障害福祉サービスについて、迅速な情報提供に努めます。	障害福祉課	・とよはし総合相談支援センターのホームページにて施設の空き状況や事業所のガイドブックを掲載することで迅速な支援に繋がる情報提供を行うことが出来た。 ・利用者向けの移動支援ガイドブックを作成し、ホームページに掲載することで、制度の内容を周知した。	・内容に変更がある時には更新が必要である。	・とよはし総合相談支援センターのホームページにて、最新の施設の空き状況や事業所のガイドブックを掲載する。	A
2 日常生活の支援	(1)	日々の暮らしを支援する障害福祉サービスに関する啓発の充実	相談やイベントの機会をとらえた啓発の充実	障害福祉サービス事業所などで行われる相談会やイベントにおいて、障害福祉サービスに関する啓発活動を行います。	障害福祉課	・特別支援学校を卒業後などの利用を検討するに当たり、事業所の特徴やサービスの種類等を知ってもらう機会として「障害福祉サービス事業所フェア」を開催し多くの来場者を迎えて開催が出来た。 ・新型コロナウイルスの感染拡大時は、対面のイベントは開催できなかったが、事業所紹介動画の公開等を通じて、障害福祉サービスに関する啓発活動を行った。	・コロナで参加が落ち込んだが、より多くの参加を促す。	・より多くの方に参加してもらえるようなイベントを継続して開催していくよう企画していく。	A	
			在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進	在宅での安心のための訪問系サービスの利用促進【新規】	障害者(児)が地域で生活していくために必要となる訪問系サービス(居宅介護、同行援護、行動援護等)の充実と質の向上に努めます。	障害福祉課	・基幹相談支援センターにて研修等を実施、障害者自立支援協議会の事業所連絡会にて情報共有を行うなどして質の向上に努めている。	・在宅で暮らすことを希望する重度訪問介護の利用者が増えており、時間数が大きく増加している。	・継続して研修の実施や積極的な情報共有を行う。 ・障害支援区分認定審査会に諮る等して個別の利用者に必要な時間数を検討していく。	A
			障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進【新規】	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進【新規】	障害者(児)が地域で生活していくために必要となる日中活動系サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援、短期入所等)の充実と質の向上に努めます。	障害福祉課	・日中活動系サービスについて、事業所、利用者ともに増加傾向であり、障害者の方々の生活の充実が図られた。 ・障害者福祉実施計画で設定したサービス見込量には到達している。	・情報提供が一方向的な通知になりがちである。 ・サービス提供の質の向上を図る必要がある。	・交流会等の開催により、双方向の情報共有をすするとともに、スキルアップ検討会等を通じて事業所の支援力の向上を目指す。	A

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価	
Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	2 日常生活の支援	(4) 生活の場を確保するための居住系サービスの利用促進	グループホームの確保	障害者が地域で生活していくグループホームを確保するため、国庫補助金を活用した施設整備の促進を図るほか、共同生活援助事業費補助金により運営を支援します。	障害福祉課	・令和2年度に共同生活援助と短期入所(定員18人+2人)、令和3年度に共同生活援助と短期入所(定員14人+6人)を創設するなど、グループホームの定員増加に寄与した。 ・令和3年度には「社会福祉施設等施設整備事業(障害関係施設分)」の選定に係る審査基準」を策定し、補助金を適切かつ効果的な事業者に支出できるよう制度を整えた。	・重度障害者に対応した施設が求められている現状を踏まえ、対応可能なグループホームの増加を図る必要がある。	・ニーズ調査を継続し、必要に応じ「社会福祉施設等施設整備事業(障害関係施設分)」の選定に係る審査基準」の見直しを図る等、適切な補助を実施する。	A	
			豊橋市障害者自立支援協議会の地域移行支援機能の強化	関係機関によるケース検討会において、障害者が地域で生活する上での課題を整理し、地域移行促進ネットワーク会議と連携して課題解決に向けた協議を行います。	障害福祉課	・地域移行促進ネットワーク会議を実施し、医療・福祉等の情報共有を図った。コロナ禍でもオンライン開催することで、それぞれの状況を情報交換することができた。また、生活体験の場と地域相談員を設置する安心生活支援事業を周知することができた。	・地域移行先の受け皿は増加しているが、ニーズが少なく地域移行の実績が減少傾向にある。 ・支援のための準備期間の不足	・継続して、障害者の方が希望された際に、スムーズに地域移行できるよう、関係機関の情報共有に務める。 ・準備期間等について、病院や相談支援事業所などの関係機関との連携を図る。	B	
		(5) 日常生活に必要なサービス等の提供	地域生活支援事業の充実	障害者のニーズにあった地域生活支援を推進するため、障害者自立支援協議会での検討を踏まえ、必要な方に必要な支援の提供ができるよう努めます。	障害福祉課	・地域生活支援事業については新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で著しく減少したが、利用者は回復しつつある。 ・地域生活支援事業の移動支援として、医療的ケア児等移動支援事業を新たに開始することが出来た。	・医療的ケア児者の移動支援を実施する事業所が未だ少ない。	・医療的ケア児者移動支援事業が開始して間もないため、積極的な周知を図る。	B	
			難病患者・家族への支援	難病患者の自立と社会参加、また介護者の負担軽減のため、支援の充実に努めます。	健康増進課	・医療受給者証の申請時などを利用し、患者・家族の相談ニーズの把握と状況に応じた支援の充実ははかった。 ・就労に関するついでや専門相談機関職員による就労相談会を実施し就労相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりを行った。 ・対面、オンラインの方法で講演会や交流会を実施し、患者家族が受講しやすい環境を整えた。	・支援の充実を図るため、医療機関や、地域包括支援センターなど関係機関とのさらなる連携が必要。 ・難病相談窓口としての周知を図り、相談しやすい環境づくりを行う ・難病を抱えた患者・家族の孤立を防ぎ、必要な情報にアクセスできる環境づくりが必要	・引き続き関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりを行う。 ・難病患者・家族に対し、交流会や情報提供等の機会を増やし、支援の充実ははかる。	B	
		(6) 外出時における移動手段等の提供	福祉タクシー乗車券交付等移動手段助成制度の周知	障害者タクシー料金助成券交付、障害者交通助成券交付、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費の助成制度を周知し、障害者の社会参加を支援します。	障害福祉課	・タクシー等公共交通機関を利用する際の助成を行うことにより、障害者の社会参加を支援した。 ・自動車改造費を補助することで障害者自ら運転することを可能にし、社会生活における障害者の行動範囲拡大に寄与した。	タクシー券、交通助成券のIC化。行政、交通会社、市民の3者がメリットを得られるような仕組みでシステムを構築しなければならない。	引き続き、現在の事業を実施し、障害者の社会参加機会を堅持できるようにする。	A	
		(6) 外出時における移動手段等の提供	公共交通機関へのバリアフリー化の推進	人にやさしく利用しやすい公共交通機関とするため、低床式車両の導入などによる車両のバリアフリー化や施設のバリアフリー化を推進します。	都市交通課	・事業者が行うユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入費を助成することにより、障害のある方、高齢者、妊産婦など誰もが安心して公共交通を利用できる環境整備を推進した。(H30～R5で43台助成。市内タクシー316台のうち88台がUDタクシー(R5見込を含む))	・日常生活移動に加え、今後の訪日外国人利用者増加を見込んだUD車両化の更なる推進および事業者の厳しい経営状況を踏まえた導入支援の継続が必要。	・UDタクシーの車両台数増加に向け、引き続き、事業者に対し導入費の助成を行う。	B	
			移動を支援するボランティアの育成	障害者の社会参加を支援するため、障害者の移動をサポートするボランティアを育成するとともに、支援活動をコーディネートします。	事業主体：社会福祉協議会(福祉政策課)	・視覚障害者ガイドヘルプボランティア講習会、フォローアップ講座の実施並びに視覚障害者の外出ニーズに応ずるボランティアの派遣 ・肢体不自由者ガイドヘルプボランティア講習会、フォローアップ講座の実施並びに肢体不自由者の外出ニーズに応ずるボランティア派遣 ・知的障害者サポートボランティア講習会の実施 ・余暇支援を行うとよはし障害者青年学級による外出サポート(付添い) ・身体障害者リフトカーの貸し出し	・講座参加者の確保と活動団体への加入促進 ・障害者の外出ニーズへ柔軟に対応するための人材確保の継続	・各種広報、情報媒体を活用した講座告知を充実させる。 ・ボランティア団体へ受入担当者の配置を求めるなど、活動団体への受入体制の整備による加入促進の取り組みを進める。	B	
		3 保健医療サービス等の充実	(1) 生活の質の向上につながる健康診査・健康教育の充実	乳幼児を対象とした健康診査や健康教育の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査などの健康診査体制を充実し、障害の早期発見に努めるとともに、家庭訪問等で子育てに関する保健指導を実施し、疾病の予防に努めます	こども保健課	・4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率は95%以上であり、多くの乳幼児の障害の早期発見に繋がっている。また、新生児聴覚検査の公費負担により、難聴児の早期発見に繋がっている。	・新生児聴覚検査の受診率が90%を下回っており、受診率の向上が課題である。	・健診の精度を保ちながら、受診率の維持向上を目指す。	B
				成人を対象とした健康診査、健康教育の充実	障害の有無にかかわらず、生活習慣病予防のための健康診査等の必要性を周知し、受診を促すとともに、生活習慣の改善が必要な人に健康教育を実施し、健康づくりを支援します。	健康増進課	・健康診査、健康相談等の実施により、自身の健康状態を把握し、生活改善のきっかけ作りを行った。コロナ禍でも健診受診の必要性を啓発し、感染症対策、zoomによる遠隔面接を取り入れ安心して受診、相談ができる体制を整えた。 ・R5年度より健(検)診票の発行をweb申込できるよう体制を整えた。また、検診に特化した案内を作成し、啓発した。	受診者が健康診査の大切さを意識でき受診行動がとれるようさらなる啓発の強化が必要。	引き続き健診受診の必要性を啓発すると共に、受診者が安心して受診行動がとれるよう分かりやすい啓発や申込方法の充実など体制を整えていく。	B
			(2) 健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実	乳幼児の保健相談事業	医療機関、保育所などと連携し、乳幼児の保健相談体制を充実していきます。	こども保健課	・妊娠・出産・子育ての総合相談窓口における相談と、健康診査後の事後相談や事後教室など発達に重点化した相談を実施した。	・個人情報の取り扱いについて保護者から同意を得られない場合、関係機関と連携しながら対応することが難しい。	・関係機関との連携を取りながら、相談事業の充実に努める。	B

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価
Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	3 保健医療サービス等の充実	(2) 健康づくりをはじめとする啓発・相談事業の充実	成人の保健相談事業	健康に関する各種相談の機会を増やし、疾病の予防に努めることによって、健康な生活を送れるよう支援します。	健康増進課	いつでも気軽に相談できるように窓口での来所相談や電話相談を実施。	・専門性を求められる相談時の体制整備。	引き続き相談しやすい環境を整える。また、いつでも専門職に相談できる体制を整備する。	B
			病気の予防や健康づくりについての情報提供	「広報とよはし」などで、病気の予防や健康づくりについての情報を提供することにより、正しい知識の普及を図ります。	健康増進課	・広報やホームページ、イベント等で健康情報の提供を実施 ・R3年度から運動のきっかけづくりとして、ウォーキングアプリ「あいち健康プラス」を活用した校区対抗ウォーキングチャレンジマッチを実施。 ・豊橋いきいき健康マップ(校区単位でのウォーキングマップ)はR4年度末現在18校区作成。 ・広報とよはしにて、食生活改善推進員考案のレシピと栄養に関する情報を掲載。	・だれもが健康情報にアクセスできる環境づくり ・病気の予防や健康づくりに関する情報の更なる発信。	従来の形にとらわれない情報提供の方法検討する。	B
		(3) 医療サービスを受ける機会の確保等	各種医療給付の実施	自立支援医療(育成医療・更生医療)※の給付を行います。	こども保健課	・自立支援医療(育成医療)費の給付を行うことにより、受給者等の経済的負担を軽減した。	・医療・制度に関する知識や制度の改正に対応できる担当職員のスキルの向上が必要	・引き続き安定した自立支援医療(育成医療)費給付制度を実施する。	A
			医療費助成の実施	障害者医療費・精神障害者医療費・子ども医療費・小児慢性特定疾病医療費の助成を行います。	障害福祉課	・自立支援医療(更生医療)費の給付を行うことにより、受給者等の経済的負担を軽減させることができた。	・医療・制度に関する深い知識を持つ担当職員の継続的且つ複数人の配置が必要である。	・引き続き安定した自立支援医療(更生医療)費給付制度を実施していく。	A
					こども保健課	・小児慢性特定疾病医療費の助成を行うことにより、受給者等の経済的負担を軽減した。	・医療・制度に関する知識や制度の改正に対応できる担当職員のスキルの向上が必要	・引き続き安定した小児慢性特定疾病医療費助成制度を実施する。	A
			障害者歯科診療の実施	心身に障害があるため、歯科検診や治療が困難な方へ専門性の高い歯科医師による診察を休日夜間・障害者歯科診療所で継続実施します。	障害福祉課	・保険診療の自己負担分を助成することにより、障害者やその家族の経済的な負担を軽減し、生活の安定を図った。	・医療・制度に関する深い知識を持つ担当職員の継続的且つ複数人の配置が必要である。 ・PMH(オンライン資格確認等システム)への参加 ・県外受診における現物給付化	・引き続き安定した医療費助成を実施していく。 ・PMH(オンライン資格確認等システム)への参加に向けたシステム改修	A
	健康政策課	・一般社団法人豊橋市歯科医師会を指定管理者として豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所を運営し、市内唯一の障害者歯科とし、障害者へ専門性の高い診察の機会を提供することができた。			・障害者歯科診療に対応できる医療機関は十分でない。	・引き続き指定管理者で障害者歯科診療所を運営する。 ・歯科医師会や健康政策課・健康増進課と障害者の歯科医療の状況について情報を共有し、必要な治療を継続的に受けられるように活動を支援する。	B		
	4 地域社会における安心な暮らしの推進	(1) 消費者としての利益擁護	消費生活講座等を通じた消費者教育の推進	障害者及びその家族が消費生活講座を利用しやすい環境を整え、障害者が被害に遭わないよう、消費者教育を推進します。	東三河広域連合消費生活課(安全生活課)	・聴覚障害者にも受講しやすい態勢を整えるため、手話通訳者を派遣する出前講座や新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン講座の開催体制を整え、社会的弱者の消費者被害の未然防止を図った。 ・視覚障害者が理解できるよう「くらしの豆知識」ページ版を配備し希望者に貸出できるよう整えた。 ・視覚障害者が来庁した際、「音声認識アプリ」を使いスムーズに対応した。	・出前講座への障害者及びその家族や関係者からの申込みが少ない。オンライン講座の募集も含め、今後さらに特別支援学校や福祉施設への働きかけや、幅広い周知を行う必要がある。	・障害を持つ人も障害がない人も平等に消費者教育を受けられるよう、特別支援学校や福祉施設への働きかけを強化していく。 ・障害の種類や程度、参加者の特性に合わせた出前講座を実施できるよう、消費相談員と情報を共有し、事前準備を進める。	A
			障害福祉サービスの選択等を支援するための権利擁護の推進	成年後見制度や意思決定支援など権利擁護についての情報提供	障害福祉課	・成年後見支援センターや相談支援事業があることにより、支援を求めている方が相談しやすい環境が整備され、身寄りのない障害者に対して成年後見市長申立事務を行った。	・成年後見人については、自ら意思表示することが困難であるため、対象者をどのように顕在化させるかが課題。	・支援が必要だと思われる方についての情報を、成年後見支援センター、相談支援事業所間で共有し、成年後見制度の積極的な利用を促進する。	A
		(2) 権利擁護の推進	成年後見制度や意思決定支援など権利擁護についての情報提供	成年後見支援センターや相談支援事業所等を通じ、障害者が自ら意思決定できるよう支援するなど、権利擁護についての情報提供をします。	事業主体：福祉政策課・社会福祉協議会	・成年後見制度利用促進基本計画に基づく市の中核機関として、制度に関するパンフレットの配付や、市民向け講座の開催、障害者相談事業所の研修での制度案内などで情報提供を行い、市民をはじめ支援に携わる関係者に対する制度の周知ができた。	・潜在するニーズは多く存在すると思われるので、広く市民や関係者に行き届く効果的な広報手段の検討をしていく。	・基幹型相談支援センターと広報啓発についての情報交換を行う他、引き続き相談業務従事者への制度案内を積極的に行い、必要な人が適切に制度を利用できるよう新たな手法の開発も含め啓発に取り組む。	A

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価
Ⅲ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	4 地域社会における安心な暮らしの推進	(2) 障害福祉サービスの選択等を支援するための権利擁護の推進	成年後見制度の利用支援	成年後見支援センター※が成年後見制度の申立て支援や法人後見を行うことで、財産管理や身上監護が必要な障害者の生活を支援します。	事業主体：福祉政策課・社会福祉協議会	・主に市長申立案件について、利用者本人にふさわしい適切な後見人候補者の検討および関係団体に対する推薦依頼を行う「受任調整会議」を4年度に新規設置し、利用者にメリットのある制度利用の推進を行った。 ・成年後見制度を必要とする障害者に対して、相談支援や法人後見を行うことで、障害者の財産管理や身上保護を行うことができた。	・障害者を対象とした法人後見業務は高齢者関係と比べて受任期間が長期となりやすい他、身上保護を中心とする支援が重要となる場合が多い。 ・在宅生活者においては支援に係る機関や資源の種類が多いこともあり、意識的なチーム作りを行って支援をしていくことが重要で	・適切な身上保護のために、利用者の想いを尊重する意思決定支援の視点を重視した後見業務等を行っていく。 ・利用者の権利擁護の視点にたったチーム支援を中核機関として行っていく。	A
			事業所との連携による権利擁護の推進	指定相談支援事業所等と連携し、障害者の権利擁護を推進します。	障害福祉課	・とよはし総合相談支援センターが権利擁護の研修を実施し指定相談支援事業所との連携を強化した。 ・障害福祉サービス事業所向け差別解消の研修を実施している。	・虐待通報は周知されているものの、施設内での虐待については傍観者にならないよう呼びかけが必要である。 ・養護者の虐待については全国と同様増加傾向が続いており、虐待を早期発生するため、相談支援事業所等との連携強化が必要である。 ・研修受講者は、それなりにいるものの、研修受講者から事業所全体になかなか広がらない。	・事業所での虐待及び養護者による虐待のいずれも増加傾向にあるため、早期発見・予防のため、連携強化していく。	B
		(3) 障害者虐待防止法への取組み	障害者虐待防止法への取組み【新規】	障害者虐待防止法の趣旨・目的への理解を深めるため、障害者権利擁護ネットワーク協議会において、事業所職員を対象とした虐待事例の情報共有を図り、連携した対応に努めます。	障害福祉課	・権利擁護ネットワーク協議会を年2回開催し、虐待事例を取り上げ、対応方法について協議を行った。 ・障害者虐待防止に係る事業所訪問を実施し、数多くの事業所の相談に応じ、報告書を取りまとめた。(令和5年度末見込:260事業所) ・障害者虐待防止と権利擁護の講演会を実施した。 ・事業所に対する一斉指導にて再度、虐待防止委員会の設置や研修の実施の周知を図った。	・養護者の虐待については全国と同様増加傾向が続いている。 ・虐待防止委員会を未だ設置できていない事業所が多い。	・権利擁護ネットワーク協議会を継続開催し、難しい虐待事例について対応方法を協議する。 ・障害者虐待防止に係る事業所訪問を継続していく。 ・虐待防止委員会の未設置事業所等について対応方法を協議していく。	B
Ⅳ 住みよい環境をひろげるまちづくり	1 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの更なる啓発に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。	政策企画課	小学校に対して教材の貸出や出前講座を実施し、ユニバーサルデザインについて理解を深めることができた。 また、庁内向けにもバリエーション眼鏡の貸出を行い、発刊物などのバリアフリー化に寄与した。	ユニバーサルデザインに関する出前講座や教材貸出の希望が少ない。	教材貸出や出前講座の実施について広く周知し、さらなる啓発を図る。	B
			バリアフリー化の推進	バリアフリーに関する意識啓発を進めるとともに、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、不特定多数が利用する施設について、障害者等が円滑に利用できるよう整備を促します。	公園緑地課	・街区公園のうち、自治会が管理している11公園の和式トイレの洋式化を実施した。 ・長寿命化計画に基づき、岩田運動公園及び小鷹野公園において老朽化したトイレを改修するにあたり、多目的トイレを併せて整備した。	・財政状況が厳しい中で、日常的な修繕と並行して施設のバリアフリー化を推進しなければならない。	・施設修繕の機会を捉え、引き続き身障者用施設の設置、園路勾配の修正、段差の解消等、バリアフリー化を推進する。	B
			バリアフリーに対応した道路の整備や市営住宅の建て替え及び公園の新設など	歩道の段差解消、点字ブロックの整備、バリアフリーに対応した市営住宅の建て替え及び公園の新設など、障害者等に配慮したまちづくりを進めます。	公園緑地課	・「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に準拠し、区画整理地区内の新規4公園と、総合スポーツ公園C地区の整備を進めた。	・財政状況が厳しい中で計画通り整備を進めていくため、国庫補助や県費補助等の財源を確保していく必要がある。	・「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に準拠し、区画整理区域内の都市公園の整備を行う。	A
	2 防災・防犯などの安全対策等の充実	(1) 災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	市民への防災知識、防災対策についての普及啓発	啓発チラシ及び講話による防災知識の普及や、個人住宅の耐震化などの防災対策の啓発に努め、防災コミュニティの推進に努めます。	建築物安全推進課	・個人住宅の耐震化について、所有者が耐震化を行う動機付けや住宅の耐震化・減災化の促進を図るため、耐震診断・耐震改修等の啓発、補助制度の周知等をダイレクトメール、校区相談会、出前講座、HP、広報紙等を通じて広く啓発活動を行った。	・耐震化に関心があっても、具体的に行動へと移行する人が減少している。	・耐震化を検討している市民が確実にアクションをおこすことができるようにするための情報発信をする。 ・より取組み易い内容として減災化(耐震シェルター)を促進する。 ・防災に係る相談会等の開催、補助制度などの様々な情報を提供し、建築関係団体、自治会等と連携体制をつくり、住宅の耐震化、減災化の促進を図っていく。	B
			防災危機管理課	・出前講座や地域防災訓練等を通じて防災知識の普及に努めた。 ・豊橋市総合防災訓練のサテライト会場である向山校区(令和4年度)、汐田校区(令和5年度)防災訓練には、手話通訳ネットワーク関係者が複数参加し、避難所における新たな課題も見つかった。	自主防災組織が行う地域防災訓練等への障害者の参加がほとんどなく、関係づくりができていない。	引き続き、防災訓練や出前講座を通じて防災知識の普及啓発に努めたい。	A		

基本目標	基本施策	取組内容	主要事業	事業内容	担当課	基本計画(平成30年度～令和5年度)における主な成果	令和6年度以降に向けた課題	令和6年度以降の取組方針	基本計画(平成30年度～令和5年度)の評価		
IV 住みよい環境をひろげるまちづくり	2	防災・防犯などの安全対策等の充実	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	避難行動要支援者支援事業等の充実	事業主体：福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会及び民生委員に対して、避難行動要支援者の登録情報を提供した。 ・登録代行を担った福祉サービス事業者に対し、避難行動要支援者の登録情報の確認を行い、更新を行った。 ・令和4年度には134名が新規登録し、令和5年3月31日時点で1,185人が登録している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者ごとの避難支援等実施者の確保が課題となっている。 ・要支援者の身辺状況の流動的な変化に対応できるよう、台帳の登録情報についての定期的な整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度から避難行動要支援者台帳の様式を変更し、個別避難計画の作成を進める。 ・実効性の高い個別避難計画の策定に向け、庁内関係課で「避難行動要支援者連絡会議(仮称)」を設置を検討する。 ・協力を得られる要支援者や自治会と要支援者の避難訓練を行うよう打診し、地域防災力の向上へつなげる。 ・登録情報に変更があった場合は、市への報告が必要であることを福祉サービス事業者及び登録者に継続して呼び掛ける。 ・広報及びホームページなどにより事業の周知を図るとともに、関係窓口で対象者への登録案内を図れるよう働きかけていく。 	B	
			(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	犯罪被害防止・交通事故抑止の啓発など	安全生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設職員や学校教職員を対象とした防犯講座を開催し、不審者侵入時の対応方法などを指導することにより、入所者や児童・生徒の安全確保に対する危機管理意識の向上を図った。 ・特別支援学校の児童・生徒を対象にした交通安全教室を開催し、交通ルールを教えることで交通安全意識の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳を交えた講座の開催など、受講者の障害の特性に合わせた柔軟な対応が可能であることを案内し、受講申込数を増やし、より多くの市民が受講する機会をつくる必要がある ・交通安全教室については、個々の障害の特性に応じた道路の通行方法を教える必要があるが、講話の中でどこまで個人に寄り添った内容にするかが課題 ・防犯・交通安全ともに、講座や教室のお知らせを広報とよはし等で周知しているものの、全ての施設に認知されていない可能性があることから、効果的な周知方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き講座を受講していただけるよう積極的な働きかけを行う。 ・周知について、様々な方法を検討する。 ・講座や教室だけでなく、啓発イベントなど参加しやすいもので啓発していく。 ・講座内容に対する申請者からの希望に対しては、受講者の特性を考慮した内容にアレンジするなど柔軟に対応するよう努める。 	B	
	2	防災・防犯などの安全対策等の充実	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実	避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【新規】	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等(要配慮者利用施設)へ避難確保計画の作成、定期的な避難訓練の実施を促すことで、水害や土砂災害が発生した場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画が未作成となっている事業がある。 ・避難確保計画は作成済みだが訓練実施結果報告書の作成をしていない施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画に対する事業者の理解が十分でないように考えられる。今後は毎年度の提出依頼等に併せて、より効果的な避難確保計画となるような周知を行う。 	B	
					多様な手段による情報提供の充実	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の生活に役立つサービス情報を、点字・音声・デジタルなど多様な方法での提供に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する情報収集方法への対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、効果的な情報提供を行う。 	A	
	3	情報バリアフリーの推進	(1)	障害種別に応じた情報の提供	聴覚障害者用福祉サービスの周知	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者自身から申し込みがある手話通訳者、要約筆記者の派遣依頼はもちろん、障害者差別解消法における合理的配慮をパンフレット等を通じて周知し、各種行事主催者に設置の必要性を認識してもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事主催者側へ合理的配慮を実施できるよう継続的な意識の醸成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も手話通訳、要約筆記等について市職員、市民等へ周知・啓発・派遣を実施していく。 	A	
					コミュニケーション手段の充実	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者には手話通訳・要約筆記、視覚障害者には点字・音訳・代読、知的障害者には平易な表現の実施等、障害特性に合わせたコミュニケーション手段の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者のための音声文字化アプリを導入、利用している。 ・職員向けにコミュニケーション手段の研修を実施して。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員だけでなく、民間事業者をはじめとする市民が参加できるようなコミュニケーション手段に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き障害者とコミュニケーションをとる上で、可能な限り障害の特性に合わせた対応やデバイスを利用していく。 	A
			(2)	コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション手段の理解促進【新規】	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・手話をはじめ障害者の特性に応じた情報取得のための様々なコミュニケーション手段の利用機会確保を推進するため、広く多くの市民の方へ障害者のコミュニケーション手段についての理解を深め、互いに意思疎通が図られる共生社会を目指す理念条例の制定を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日に施行した「豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が施行されたが、条例について周知が不十分な面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の周知・啓発を行っていく。 	B

第6期豊橋市障害者福祉実施計画・第2期豊橋市障害児福祉実施計画の成果目標について

資料2-1

【第6期豊橋市障害者福祉実施計画】

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	取り組み内容
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
施設入所者の削減数	地域生活への移行を進め定員縮小を検討している事業所があることから、令和元年度末時点の入所者数から1.6%削減(国の基本指針に基づく)	5人	1人	5人	2人	0人	2人	0人	達成	入所待ちの障害者も多く削減が困難な状況ではありますが、地域生活移行を進め定員減を進めている入所施設もあることから、目標値である5人の削減を達成しました。
			下段は累計		3人	5人	5人	5人		
地域生活移行者数	令和元年度末時点の施設入所者の6%(国の基本指針に基づく) ただし、第5期豊橋市障害者福祉実施計画の目標値と実績の乖離が見られたため、第5期計画未達成分を除く(市独自設定)	17人	5人	1人	6人	2人	6人	4人	未達成	地域生活への移行が進まない理由として、養護者の同意を得ることが難しいことや利用者を支援可能な受け入れ先が少ないこと等が挙げられます。
			下段は累計		11人	3人	17人	7人		

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(入院中の精神障害者の地域生活への移行)

ア 精神科病院からの退院率

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	取り組み
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
入院後3か月時点の退院率	国の基本指針と同値	69%	69%	58%	69%	62%	69%	集計中	※集計中	○安心生活支援事業による生活体験の場の提供 ○居住サポート事業による住宅への入居等の支援 ○入所・短期入所事業所連絡会を活用した情報提供 ○地域移行促進ネットワーク検討会での精神科病院との意見交換や情報共有 等
入院後6か月時点の退院率	国の基本指針と同値	86%	86%	71%	86%	77%	86%	集計中		
入院後1年時点の退院率	国の基本指針と同値	92%	92%	80%	92%	85%	92%	集計中		
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	精神科病院を退院された方のうち想定される障害福祉サービス等の利用者数(推計式により算出)	64人	64人	6人	64人	9人	64人	集計中		

イ 精神障害者の地域移行に係るサービス利用

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	取り組み	
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績			
精神障害者の地域移行支援利用者数	平成29年度利用実績から令和元年度までの伸び率を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	21人	12人	3人	16人	3人	21人	2人	未達成	精神障害者の共同生活援助利用者数は大きく増加しており、目標値を達成しましたが、その他の地域移行に係るサービス提供は進んでおらず未達成となっています。事業所数が少ないことや地域移行が進んでいないことが理由として考えられます。	○安心生活支援事業による生活体験の場の提供 ○居住サポート事業による住宅への入居等の支援 ○入所・短期入所事業所連絡会を活用した情報提供 ○地域移行促進ネットワーク検討会での精神科病院との意見交換や情報共有 等
精神障害者の地域定着支援利用者数	平成29年度利用実績から令和元年度までの伸び率を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	未達成		
精神障害者の共同生活援助利用者数	平成29年度利用実績から令和元年度までの伸び率を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	112人	98人	169人	105人	228人	112人	217人	達成		
精神障害者の自立生活援助利用者数	平成29年度利用実績から令和元年度までの伸び率を基に設定 ※数値は各年度の3月サービス利用分	5人	2人	0人	3人	0人	5人	0人	未達成		

ウ 保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者による協議の場の設置

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標	評価及び取り組み
計画	
保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者等による連携強化を目指す体制の構築を進めるため、豊橋市障害者自立支援協議会において、年に1回以上、目標設定及び評価(参加人数見込21人[保健1人、医療5人、福祉12人、介護2人、当事者団体1人])を実施します。	令和3年度より豊橋市障害者自立支援協議会に地域移行促進ネットワーク検討会を設置し、入所施設や精神科病院等の関係機関と地域移行の実績や取り組み等について情報共有や意見交換等を実施しました。

3. 福祉施設から一般就労への移行

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	取り組み
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
就労移行支援からの移行者数	令和元年度実績の1.30倍以上(国の基本指針に基づく)	80人	67人	51人	73人	49人	80人	64人	未達成	就労継続支援A、B型からの一般就労移行者数及び合計者数は、目標値を達成しましたが、就労移行支援からの一般就労移行者数は全体的に伸びてきてはいるものの、未達成となっています。これは、就労移行支援事業所の利用者数が伸び悩んでいることが理由として考えられます。 ○就職支援スキルアップ検討会での事業所の支援力の向上 ○サービス利用者を対象とした事業所フェアや就労移行プレゼンテーション大会等のイベント開催 ○特別支援学校における進路相談会への参加 ○大学生等の就労移行支援利用や休職者のリワーク支援
就労継続支援A型からの移行者数	令和元年度実績の概ね1.26倍以上(国の基本指針に基づく)	11人	9人	14人	10人	21人	11人	22人	達成	
就労継続支援B型からの移行者数	今後、一般就労者が減少する見込みのため、令和元年度実績と同値を維持(市独自設定) ※国の基本指針は概ね1.23倍以上	12人	12人	18人	12人	15人	12人	17人	達成	
移行者数合計	令和元年度実績の1.27倍以上(国の基本指針に基づく。)	103人	88人	83人	95人	85人	103人	103人	達成	

イ 就労定着支援事業の利用率

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	取り組み
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
就労定着支援事業の利用率	国の基本指針の目標と同値	70%	70%	33%	70%	41%	70%	45%	未達成	徐々に伸びてきてはいるものの未達成となりました。

ウ 就労定着支援事業の就労定着率(前年度末時点の就労定着者数/過去3年間の就労定着支援の総利用者数)

第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	取り組み
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
就労定着率が8割以上の事業所数	国の基本指針の目標と同値	70%	70%	100%	70%	80%	70%	82%	達成	高い定着率が継続しています。

【第2期豊橋市障害児福祉実施計画】

1. 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域体制支援の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

第2期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
児童発達支援センターの設置数の増加	国の基本指針は1か所以上設置。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す(市独自設定)	4か所	4か所	3か所	4か所	3か所	4か所	3か所	未達成	設置数の増加を目指すとともに、障害のある子どもや保護者等に対する地域の中核的な支援機関としての具体的な取組み内容を明確にする必要があります。
保育所等訪問支援実施事業所の増加	国の基本指針は利用できる体制の構築。本市は既に体制は構築済みだが、実施事業所の増加を目指す(市独自設定)	8か所	8か所	7か所	8か所	8か所	8か所	8か所	達成	事業所数の増加に合わせてサービス利用者数も大きく増加しています。

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第2期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標			令和3年度		令和4年度		令和5年度		評価	
項目	目標設定について	令和5年度末までの目標値	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の増加	基本指針は1か所以上設置。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す(市独自設定)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	3か所	未達成	令和5年度に1事業所が休止となり未達成。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の増加	基本指針は1か所以上設置。本市は既に設置済みだが、設置数の増加を目指す(市独自設定)	4か所	4か所	3か所	4か所	4か所	4か所	3か所	未達成	

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

第2期豊橋市障害児福祉実施計画 成果目標	取り組み
計画	
豊橋市自立支援協議会「医療的ケアに関する検討会」において、医療的ケア児に対する支援について協議し、地域で安心した生活が送れるよう支援体制の構築を目指します。	医療的ケアに関する検討会を令和3～5年度で8回実施しました。医療的ケア児者を対象とした移動支援事業について検討を重ね、令和5年8月より事業を開始することができました。医療的ケア児者の社会参加の促進と移動時の保護者の負担軽減を図る取組みを進めています。

障害者福祉実施計画 サービス提供実績（見込み）

資料2-2

【指定障害福祉サービス等】

1 訪問系サービス

項目	第4期	第5期				第6期				第7期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
居宅介護	人数	実績・見込	562	595	646	668	704	730	735	804	841	881	
		計画	490	646	700	758	743	796	854	804	841	881	
	時間	実績・見込	11,227	11,401	12,202	13,389	13,760	13,280	13,152	15,489	16,208	16,986	
		計画	10,789	12,794	13,493	14,230	13,262	13,826	14,413	15,489	16,208	16,986	
事業所数	実績・見込	40	42	43	44	50	51	49	56	58	61		
	計画	—	43	44	45	46	48	50	56	58	61		
重度訪問介護	人数	実績・見込	5	7	4	7	9	13	15	21	27	35	
		計画	8	4	4	4	3	3	3	21	27	35	
	時間	実績・見込	1,492	1,558	1,568	2,003	2,780	3,932	4,482	6,359	8,148	10,456	
		計画	944	1,500	1,500	1,500	1,648	1,689	1,732	6,359	8,148	10,456	
事業所数	実績・見込	40	42	43	43	48	51	49	56	58	61		
	計画	—	43	44	45	46	48	50	56	58	61		
行動支援	人数	実績・見込	14	18	16	16	11	15	13	16	17	18	
		計画	17	16	16	16	18	20	21	16	17	18	
	時間	実績・見込	160	266	323	455	102	141	112	261	271	282	
		計画	136	136	136	136	652	926	1,316	261	271	282	
事業所数	実績・見込	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8		
	計画	—	6	6	6	8	9	10	8	8	8		
同行支援	人数	実績・見込	51	61	51	62	60	55	67	57	59	60	
		計画	40	51	51	51	51	51	51	57	59	60	
	時間	実績・見込	767	840	774	981	980	1,026	1,223	969	988	1,008	
		計画	480	807	807	807	781	785	788	969	988	1,008	
事業所数	実績・見込	25	24	25	24	24	24	22	25	25	26		
	計画	—	19	19	19	25	25	25	25	25	26		

2 日中活動系サービス

項目	第4期	第5期				第6期				第7期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
生活介護	人数	実績・見込	833	842	840	855	859	911	913	920	928		
		計画	822	874	898	923	847	854	913	920	928		
	日数	実績・見込	16,996	17,033	17,149	17,829	17,313	18,431	17,611	18,672	18,811	18,981	
		計画	18,084	18,260	19,014	19,800	17,303	17,381	17,459	18,672	18,811	18,981	
事業所数	実績・見込	27	27	31	32	39	43	45	46	46	46		
	計画	—	30	32	34	36	38	41	45	45	46		
定員	実績・見込	922	916	965	980	1,061	1,129	1,143	1,153	1,153	1,153		
	計画	—	1,068	1,153	1,246	1,010	1,033	1,057	1,141	1,150	1,160		
自立訓練(機能)	人数	実績・見込	2	2	1	0	0	1	1	1	1		
		計画	2	2	2	2	1	1	1	1	1		
	日数	実績・見込	37	36	21	0	0	16	21	21	21		
		計画	44	38	38	38	21	21	21	21	21		
事業所数	実績・見込	0	0	0	0	2	2	2	2	2			
	計画	—	1	1	1	1	1	1	2	2			
定員	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計画	—	20	20	20	20	20	20	20	20			
自立訓練(生活)	人数	実績・見込	25	18	12	8	11	7	7	6	6		
		計画	23	20	20	20	12	6	6	6	5		
	日数	実績・見込	558	392	268	155	269	147	107	139	136		
		計画	506	498	498	498	268	129	129	139	136		
事業所数	実績・見込	2	1	1	2	2	3	4	4	4			
	計画	—	2	2	2	2	1	1	4	4			
定員	実績・見込	20	8	8	18	18	6	18	18	18			
	計画	—	20	20	20	18	6	18	18	18			

項目	第4期	第5期				第6期				第7期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
就労移行支援	人数	実績・見込	122	122	101	105	104	90	100	92	87	81	
		計画	165	124	134	145	106	120	134	92	87	81	
	日数	実績・見込	2,306	2,122	1,697	1,777	1,831	1,594	1,632	1,624	1,523	1,430	
		計画	3,630	2,498	2,758	3,044	1,802	2,040	2,278	1,624	1,523	1,430	
事業所数	実績・見込	16	16	15	14	15	14	12	14	13	13		
	計画	—	17	20	23	16	18	20	14	13	13		
定員	実績・見込	175	164	154	144	164	152	134	148	138	138		
	計画	—	184	208	235	165	186	208	148	138	138		
就労継続支援A型	人数	実績・見込	138	138	147	169	169	199	206	221	228	236	
		計画	125	156	156	156	157	162	167	221	228	236	
	日数	実績・見込	2,819	2,778	2,958	3,460	3,430	3,990	3,980	4,479	4,625	4,782	
		計画	2,750	3,221	3,221	3,221	3,104	3,179	3,257	4,479	4,625	4,782	
事業所数	実績・見込	12	12	11	11	12	13	15	14	14	14		
	計画	—	12	12	12	12	12	15	16	17			
定員	実績・見込	179	189	169	179	209	205	225	225	225	225		
	計画	—	195	195	195	195	195	195	221	228	236		
就労継続支援B型	人数	実績・見込	664	720	748	820	775	924	1,014	1,017	1,047	1,079	
		計画	404	711	778	845	843	894	949	1,017	1,047	1,079	
	日数	実績・見込	11,337	11,874	12,972	15,010	12,853	16,690	17,046	17,657	18,168	18,724	
		計画	6,868	12,616	13,897	15,178	14,843	15,877	16,983	17,657	18,168	18,724	
事業所数	実績・見込	34	35	38	42	47	52	57	56	56	56		
	計画	—	40	44	48	42	45	47	52	55	59		
定員	実績・見込	698	719	798	871	950	1,008	1,116	1,112	1,112	1,112		
	計画	—	874	979	1,097	912	975	1,043	1,017	1,047	1,079		
就労定着支援	人数	実績・見込	—	10	5	10	17	17	43	22	25	27	
	計画	—	39	45	53	21	38	56	22	25	27		
事業所数	実績・見込	—	3	4	4	4	5	4	6	7	8		
	計画	—	8	10	14	10	15	20	6	7	8		
就労選択支援	人数	実績・見込	—	—	—	—	—	—	—	20	40		
	計画	—	—	—	—	—	—	—	—	20	40		
事業所数	実績・見込	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13		
	計画	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13		
療養介護	人数	実績・見込	21	24	27	28	29	31	31	34	36	38	
		計画	19	20	20	20	35	39	45	34	36	38	
	事業所数	実績・見込	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		計画	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
定員	実績・見込	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40		
	計画	—	40	40	40	40	40	40	40	40	40		
短期入所(福祉型)	人数	実績・見込	140	168	141	132	98	122	127	214	241	272	
		計画	131	135	138	140	142	143	143	214	241	272	
	日数	実績・見込	979	979	856	554	529	666	672	770	836	907	
		計画	952	797	797	798	862	868	868	770	836	907	
事業所数	実績・見込	11	12	15	18	20	22	23	27	30	33		
	計画	—	12	12	12	20	24	28	27	30	33		
定員	実績・見込	51	56	61	83	87	95	96	109	116	124		
	計画	—	45	45	45	73	80	87	109	116	124		
短期入所(医療型)	人数	実績・見込	28	10	11	11	8	9	6	8	8	8	
		計画	6	5	5	5	4	3	2	8	8	8	
	日数	実績・見込	112	37	54	42	23	22	18	16	16	16	
		計画	35	31	31	31	26	18	13	16	16	16	
事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計画	—	0	0	0	1	0	0	0	0	0		

3 居住系サービス

項目	第4期	第5期				第6期				第7期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
自立生活援助	人数	実績・見込	—	1	0	1	0	2	9	2	2	3	
		計画	—	40	50	60	5	10	15	2	2	3	
	事業所数	実績・見込	—	1	1	1	1	2	2	2	2	2	
		計画	—	8	10	12	1	2	3	2	2	2	
共同生活援助	人数	実績・見込	292	297	336	389	459	514	578	640	713	795	
		計画	265	292	310	328	387	415	445	640	713	795	
	事業所数	実績・見込											

障害児福祉実施計画 サービス提供実績（見込み）

【障害児通所支援等】

1 障害児通所支援

項目		第1期				第2期				第3期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
児童発達支援	人数	実績・見込	180	190	188	242	315	338	403	413	447	485	
		計画	162	189	198	208	245	251	256	413	447	485	
	日数	実績・見込	2,700	2,537	2,977	3,007	3,616	3,861	4,426	5,320	5,757	6,240	
		計画	2,273	2,835	2,977	3,126	2,653	2,693	2,734	5,320	5,757	6,240	
	事業所数	実績・見込	18	19	20	26	32	38	42	42	42	42	
		計画	18	18	18	18	22	23	25	39	42	45	
定員	実績・見込	-	183	176	214	252	281	309	309	309	309		
	計画	-	-	-	-	222	238	246	289	313	339		
医療型児童発達支援	人数	実績・見込	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計画	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	
	日数	実績・見込	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計画	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	人数	実績・見込	620	581	592	691	811	900	995	1,014	1,055	1,099	
		計画	349	744	893	1071	657	677	697	1,014	1,055	1,099	
	日数	実績・見込	7,440	7,681	8,114	9,894	10,918	13,000	13,705	13,791	14,344	14,943	
		計画	4,187	8,928	10,714	12,856	8,849	9,241	9,651	13,791	14,344	14,943	
	事業所数	実績・見込	40	43	45	51	61	70	77	77	77	77	
		計画	40	42	44	46	51	54	57	72	75	78	
定員	実績・見込	-	397	410	456	513	582	674	674	674	674		
	計画	-	42	44	46	448	466	485	631	656	684		
保育所訪問支援	人数	実績・見込	1	2	2	8	33	41	64	57	65	73	
		計画	4	2	2	2	6	10	14	57	65	73	
	日数	実績・見込	1	2	2	8	37	43	77	57	65	73	
		計画	4	2	2	2	6	10	14	57	65	73	
	事業所数	実績・見込	2	3	5	6	7	8	8	8	9	10	
		計画	20	2	2	3	8	9	10	8	9	10	
居宅訪問型児童発達支援	人数	実績・見込	0	0	1	3	1	0	1	3	3	3	
		計画	0	0	0	1	3	3	3	3	3	3	
	日数	実績・見込	0	0	31	3	1	0	1	31	31	31	
		計画	0	0	0	1	72	72	72	31	31	31	
	事業所数	実績・見込	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2	
		計画	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2	

2 障害児相談支援

項目		第1期				第2期				第3期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
障害児相談支援	人数	実績・見込	201	187	261	282	349	381	452	515	598	695	
		計画	160	236	279	306	339	386	440	515	598	695	
	事業所数	実績・見込	25	22	26	26	28	29	30	32	34	36	
		計画	25	25	28	28	27	28	28	32	34	36	
計画相談支援	人数	実績・見込	17	8	9	7	5	10	5	14	17	20	
		計画	19	17	17	17	5	3	3	14	17	20	
	事業所数	実績・見込	23	21	27	26	27	28	29	30	31	32	
		計画	23	26	27	27	32	34	37	30	31	32	

【指定障害福祉サービス等】

1 訪問系サービス

項目		第1期				第2期				第3期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
居宅介護	人数	実績・見込	78	52	38	28	24	26	30	32	34		
		計画	60	82	86	90	19	13	9	30	32	34	
	時間	実績・見込	1,166	572	767	521	497	502	419	512	517	522	
		計画	1,370	1,224	1,285	1,349	504	409	331	512	517	522	
	事業所数	実績・見込	37	37	38	39	43	44	47	47	48	49	
		計画	37	37	37	37	39	40	40	47	48	49	
行動援護	人数	実績・見込	6	3	3	3	3	6	4	10	12	14	
		計画	6	6	6	6	3	3	9	10	12	14	
	時間	実績・見込	48	25	86	13	14.5	30	20	51	61	72	
		計画	48	48	48	48	139	163	331	51	61	72	
	事業所数	実績・見込	6	7	7	7	8	8	8	9	9	9	
		計画	6	6	6	6	8	9	40	9	9	9	
同行援護	人数	実績・見込	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
		計画	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	
	時間	実績・見込	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
		計画	18	4	8	8	1	1	1	1	1	1	
	事業所数	実績・見込	23	20	21	20	19	20	19	20	20	20	
		計画	-	23	23	23	19	18	18	20	20	20	

2 日中活動系サービス

項目		第1期				第2期				第3期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
短期入所(福祉型)	人数	実績・見込	20	12	9	4	5	9	10	15	18	21	
		計画	13	22	24	27	6	6	6	15	18	21	
	日数	実績・見込	70	43	44	8	10	20	26	34	41	49	
		計画	39	77	85	93	35	35	35	34	41	49	
	事業所数	実績・見込	5	6	7	10	9	10	10	11	11	11	
		計画	-	5	5	5	10	12	14	11	11	11	
短期入所(医療型)	人数	実績・見込	15	3	4	3	2	4	3	5	6	7	
		計画	6	17	18	20	2	2	2	5	6	7	
	日数	実績・見込	60	21	26	12	4	8	11	10	12	14	
		計画	36	102	108	120	17	17	17	10	12	14	
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計画	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【地域生活支援事業】

1 移動支援事業及び自立生活支援事業

項目		第1期				第2期				第3期			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見)	R7(見)	R8(見)		
移動支援事業	人数	実績・見込	35	28	16	17	24	24	27	34	40	48	
		計画	57	35	35	35	20	18	16	34	40	48	
	時間	実績・見込	300	199	123	115	146	97	97	104	123	147	
		計画	397	300	300	300	108	88	71	104	123	147	
	事業所数	実績・見込	50	50	52	46	47	37	37	35	35	35	
		計画	50	50	50	50	54	55	56	35	35	35	
日中一時支援事業	人数	実績・見込	50	59	40	33	22	47	41	67	80	95	
		計画	72	53	56	58	32	29	26	67	80	95	
	日数	実績・見込	151	91	93	55	31	54	78	70	84	98	
		計画	144	159	167	175	57	45	35	70	84	98	
	事業所数	実績・見込	17	17	17	11	9	14	16	18	20	23	
		計画	17	17	17	17	17	17	17	18	20	23	
訪問入浴事業	人数	実績・見込	9	7	7	6	6	7	7	8	9	10	
		計画	9	9	9	9	5	4	4	8	9	10	
	回数	実績・見込	63	42	48	43	41	45	33	47	48	49	
		計画	24	63	63	63	37	32	28	47	48	49	
	事業所数	実績・見込	3	3	3	4	3	4	4	4	4	4	
		計画	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	

豊橋市地域生活支援拠点(面的整備)

R6.4時点

豊橋市地域生活支援拠点(面的整備)のイメージ図

豊橋市では、①「相談」、②「体験の場や機会」、③「緊急時の受入・対応」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」の5つの機能について、個々の機関が有機的な連携の下に1つの拠点として機能するよう面的整備を行い、評価・改善を図っています。



地域生活支援拠点の主な改善点

年度	機能	内容
令和3年度	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹・委託の相談支援体制の見直しに係る協議（理想とする人員配置、要件とする資格の検討） ○自立支援協議会の医療的ケアに関する検討会等で「医療的ケア児等マネージャー（仮）」の設置、医療的ケア児者を対象とした移動支援事業について協議
	地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の会議体として、「日中サービス支援型GH検討会」「人材育成検討会」「障害児の家族・地域支援対応検討会」を新設 ・「日中サービス支援型GH検討会」…要綱等を整備。日中サービス支援型GHのサービスの質の向上のため助言等を行った。 ・「人材育成検討会」…アンケートを実施し、事業所が求める職場外研修のテーマや研修を行える人材等を把握できた。令和4年度の基幹相談支援センター実施の研修内容に反映。 ・「障害児の家族・地域支援対応検討会」…ペアレントメンターの育成、ペアレントトレーニングの実施方法の検討を行った。
	緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターに「虐待防止監督官（仮）」の設置の協議 ○やむを得ない措置の協定締結先を拡充。やむを得ない措置での利用可能な部屋の確認や緊急時短期入所の利用可能な事業所を把握することができた。（締結先…4法人から12法人に増加）
令和4年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> ○県の手引きの内容を反映し、地域生活支援拠点評価方法の見直し ○地域生活支援拠点の全体像のイメージを図化
	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹・委託の相談支援体制の見直しについて協議（予算やプロポーザル方法等の検討） ○自立支援協議会の「医療的ケアに関する検討会」等で医療的ケア児等支援マネージャーの設置、医療的ケア児者移動支援事業について協議を継続 ○相談支援事業所訪問、虐待防止に係る事業所訪問を実施
	地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の会議体として、「障害児の家族・地域支援対応検討会」を「ペアトレ支援体制検討会」に改名 ○大規模災害時支援体制マニュアルを改定、参集訓練の実施
	緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会及び権利擁護ネットワーク協議会等で虐待防止相談員の設置について協議
令和5年度	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹・委託の相談支援体制の見直しによる新体制移行と評価 ○医療的ケア児者移動支援事業開始
令和6年度 （予定）	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児等支援マネージャーの設置
	緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターに「虐待防止相談員」の設置

豊橋市地域生活支援拠点の評価

【評価方法】

地域生活支援拠点(面的整備)は、各機能を担うそれぞれの機関が連携し障害者等への支援の確保が求められることから、面的整備の体制維持のための評価を毎年行い、必要により機能強化や見直しを行うよう努めることが障害者福祉実施計画に定められています。具体的な評価方法については以下のとおりです。

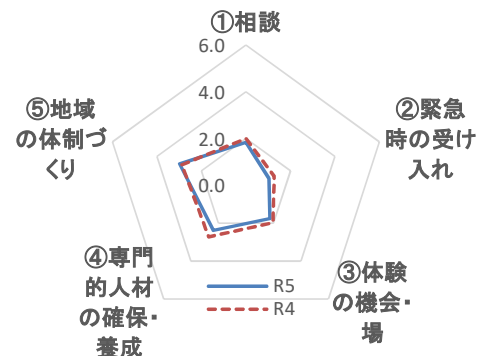
- ①一次評価: 地域生活支援拠点の機能に含まれる基幹相談支援センター・委託相談支援事業所の事業者にて評価
- ②二次評価: 自立支援協議会運営会議にて意見を踏まえた一次評価の修正
- ③三次評価(最終評価): 自立支援協議会全体会にて二次評価を踏まえた評価・意見聴取
- ④具体的な対応検討: 運営会議にて全体会の評価・意見を踏まえて具体的な対応を検討し、関係会議体を通して取組む

○第6期豊橋市障害者福祉実施計画 成果目標

機能	概要	機能に関する見直し			取り組み実績
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①相談	自立や地域での暮らしの相談などに応じる機能	見直しなし	見直しなし	見直しあり	○令和5年度に基幹・委託の相談支援体制の見直し(委託相談支援事業所の追加)
②体験の場や機会	一人暮らしの体験の場や機会を提供する機能			見直しなし	○安心生活支援事業(生活体験の場)の利用実績は3人、48日間(R3~R5実績)
③緊急時の受入・対応	緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能				○緊急一時保護事業0人、やむ措置3人(R3~R5実績)
④専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制確保や人材の確保・養成の機能				○ほっとぴあでの各種研修実施、強度行動障害研修の積極的周知、医療的ケアコーディネーター研修受講など
⑤地域の体制づくり	様々なニーズに対応できるように、保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係機関との連携や体制整備を行う機能				○地域移行支援ネットワーク検討会を毎年開催

【評価の結果】

項目	R5評価	R4評価	増減
○評価体制	2.0	2.2	-0.2
①相談	1.8	2.0	-0.2
②緊急時の受け入れ	1.0	1.3	-0.3
③体験の機会・場	1.8	2.0	-0.2
④専門的人材の確保・養成	2.4	2.7	-0.3
⑤地域の体制づくり	3.0	2.9	0.1



総括

○評価体制

評価方法や評価基準の明確化が必要。実際のケースでの検証が必要。

①相談

土日・夜間など緊急時の相談体制は概ね確保されている。緊急時の支援が必要な世帯の事前登録制の導入について検討が必要。

②緊急時の受け入れ

基幹・委託相談の事業所に緊急一時保護事業を委託しており、緊急時の短期入所の受け入れ先とは協定を結んでいる。緊急時対応がスムーズに出来たかどうかケース共有がされていない。

③体験の機会・場

安心生活支援事業(生活体験の場)の一人暮らしの体験部屋が2室→1室に減ってしまった。

④専門的人材の確保・養成

ほっとぴあや圏域での研修等が実施されており、人材育成等が進んでいる。体制の確保に向けた具体的な計画までは作成できていない。

⑤地域の体制づくり

事業所連絡会など関係者間の「顔が見える関係」づくりを構築するための交流ができています。さらなる体制づくりとして他分野との交流等も強化していく必要がある。

地域生活支援拠点評価表(とりまとめ用)

評価基準	
0	できていない。
1	ほとんどできていないが、仕組みができてきた。
2	一部はできているが、まだまだ十分でない。
3	大分できているが、十分でない部分がある。
4	ほとんどできているが、改善すべき部分がある。
5	できている。

【評価方法】
 ①一次評価 地域生活支援拠点の機能に含まれる基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・安心生活支援事業の事業者にて評価
 ②二次評価 自立支援協議会運営会議にて意見を踏まえた一次評価の修正
 ③三次評価(最終評価) 自立支援協議会全体会にて二次評価を踏まえた評価・意見聴取
 ④具体的な対応検討 自立支援協議会運営会議にて全体会の評価・意見を踏まえて具体的な対応を検討し、関係会議体を通じて取組む

区分	通し番号	ポイント	意見	R4 評価	R5 評価	評価 増減	今年度対応すべき項目(意見)	
評価 体制	事前準備	1	年1回以上の運用状況の検証・検討しているか。	【良い点】 自立支援協議会にて評価をして議論しており、評価表の見直しも行った。検証・検討は出来ている。 【悪い点】 評価表のみの検証になっており、実際の運用についての把握や、実施してみてもどうだったかの検証は行われていない。また、質問の内容が分かりづらいものが多く、回答のしづらい質問がある。	2.7	2.7	0.0	
		2	目指すべき地域生活支援拠点等の姿を公表しているか。	【良い点】 豊橋の地域生活支援拠点についてのイメージ図は示されている。 【悪い点】 周知に向けた取り組みなどは行われていない状況である。面的整備をしているという事で何を指すのか具体的に、市独自の目指すべき姿を定めしていない。	2.4	2.3	▲ 0.1	
		3	検証項目や検証に必要な統計項目、検証する個別ケースの範囲を決めているか。	【良い点】 検証中である。 【悪い点】 検証項目や個別ケースの範囲がしっかりと決まっていない。	1.5	0.9	▲ 0.6	
		4	検証に当たって、事前に運用状況の評価を行う場合は、評価時期や項目、評価者、評価方法は決まっているか。	【良い点】 評価表を作り、委託や基幹が年1回評価を行うことは決まっている。 【悪い点】 評価表の内容が実際に即していない部分が見られる。誰も理解しづらい評価基準が必要である。決まっていない。	2.4	2.3	▲ 0.1	
	検証・検討	5	検証・評価の場(組織)は決まっているか。障害当事者や家族、事業所、民生委員等地域の支援者、客観的な検証を行う有識者が参画しているか。	【良い点】 検証・評価の場自体は決まっている。 【悪い点】 当事者や第三者の参加がなく、客観的な評価を受けにくい。自立支援協議会のメンバーにとどまってお客観的という点については弱い。地域の支援者の参画が必要。	2.2	1.7	▲ 0.5	
		6	検証の方法は決まっているか。	【良い点】 評価表はできており、検証する場がある。 【悪い点】 実際のケースでの検証は行っていない。検討内容が分かりにくく評価がしづらい。評価の基準がわからない。各自評価のため、統一性にやや欠ける。	2.3	2.3	▲ 0.0	検証方法や項目が曖昧の為、評価方法や基準の明確化が必要。
		7	検証・検討の結果について、公表しているか。	【良い点】 評価表を集計して、結果を公表している。 【悪い点】 誰でも見られるような公表の仕方はしていない。一部のみ。	2.0	2.1	0.1	結果から課題の吸い上げ改善検討までには至っていない。
		8	検討結果について、施策検討に反映する仕組みがあるか。	【良い点】 評価結果については、自立支援協議会の中で確認は行っており、協議会で取り上げて検討することは可能。実施計画にはうたわれており、地域にあわせて修正をおこなっている。 【悪い点】 評価から施策に反映させるほど、しっかりと協議は行っていない。施策につながっていない。	2.3	1.9	▲ 0.4	
①相談	対象者の把握	9	緊急時の支援が見込みない世帯の定義(範囲)を定めているか。	【良い点】 ケースバイケースであり、定めなくてよい 【悪い点】 定義については定めていない。	1.3	1.1	▲ 0.1	実事例を元に共有は必要
		10	登録者や家族から収集する情報の内容(範囲)を定めているか。	【良い点】 【悪い点】 特に定めていない。登録者という定義がいまいち不明な点が多く、各事業所の裁量となっている。	1.0	0.9	▲ 0.1	
		11	個人情報の取扱い(提供先、提供内容)について、登録者や情報を収集した家族の了解を得ているか。	【良い点】 登録制していない。 【悪い点】 実際に行う場合には、個人情報に留意すると思われるが仕組みとしてはできていない。統一された個人情報使用同意書を準備してもよいかもれない。	2.1	1.4	▲ 0.7	
		12	登録者や家族から収集する情報を、定期的に確認しているか。	【良い点】 各相談員の裁量となっている。 【悪い点】 そもそも対象者の把握をしていない。	1.5	0.9	▲ 0.6	
		13	登録者の緊急時の個別の支援計画を立てているか。	【良い点】 【悪い点】 登録をしていないため、計画も立てていない。	1.2	1.0	▲ 0.2	
		14	緊急時の支援や希望どおりの支援ができない場合の対応について、登録者と事前に合意しているか。	【良い点】 【悪い点】 登録自体をしていないため、事前に支援内容についての話ができない。	1.0	1.0	0.0	
		15	広報や関係機関・団体との連携、家庭訪問等により、緊急時の支援が見込みない世帯の振り起こしをしているか。	【良い点】 【悪い点】 相談員がそれぞれで把握はしていると思われるが、拠点としての把握はできていない。地域の支援者との顔の見える体制作りがあるとよいか。	1.5	1.0	▲ 0.5	その昔議論だけしたが、各障害者手帳で一番重たい等級の方で福祉サービスを利用していない方の家庭訪問をして情報を収集する。
	24時間 体制の 確保	16	土日休日・夜間の連絡体制を確保しているか。	【良い点】 委託を受けている事業所で緊急時も含めて体制を整えることができています。土日休日の連絡体制もそれぞれで確保できている。24時間、365日電話相談可能。 【悪い点】 委託の中だけで把握ができており、一般の方はどこに連絡をすればよいか分からない。	3.3	3.4	0.1	
17		緊急時の訪問体制を確保しているか。	【良い点】 委託を受けている事業所で体制を整えることができています。 【悪い点】 委託の中だけで把握ができており、一般の方はどこに連絡をすればよいか分からない。	3.4	3.4	0.0		
18		登録者や家族以外でも相談できるよう、相談先を周知しているか。	【良い点】 ほっとびあなど周知されてきており、相談できるようになっている。 【悪い点】 一般向けには周知がほとんどできていない状況である。	2.6	2.6	0.0		

区分	通し番号	ポイント	意見	R4 評価	R5 評価	評価 増減	今年度対応すべき項目(意見)	
運用に関する評価	19	登録者以外の緊急利用の際のアセスメントや支援計画を作成することができるか。	【良い点】 基幹・委託にて対応可能な人材はある。 【悪い点】 しっかりとした様式や手順は定められていない。支援計画は一時的となる可能性もある。	2.6	2.7	0.1		
	20	コーディネーターを配置しているか。	【良い点】 基幹・委託がそういった役割を担っている。 【悪い点】 基幹や委託がコーディネーターとして役割を果たすことになると思われるが、明確にされておらず、役割や動きがあいまい。誰がコーディネーターなのか周知しているのか？	1.6	1.2	▲0.4		
	21	スムーズな対応が困難だった事例を集積し、検証しているか。	【良い点】 自立支援協議会運営会議にて主に個別ケースの事例紹介ということで検証している。 【悪い点】 検証までできていない。	2.0	1.8	▲0.2		
	22	緊急窓口で対応した相談は、緊急窓口の趣旨に合致しているか。(必要な相談に対応ができていないか、別の窓口で対応すべき相談があったりしないか。)	【良い点】 緊急であっても、必要な相談に対しては対応ができていない、状況によって適切な窓口を案内することもしている。 【悪い点】	2.3	2.5	0.2		
	23	複数の事業所で分担している場合は、連携はスムーズか。また定期的に振り返りを行う機会を設けているか。	【良い点】 定期的な連携も取りあっており、連携自体はスムーズに取ることではできている。 【悪い点】 振り返りまではできておらず、振り返りの機会がない。	2.7	2.7	0.0		
事前準備	24	緊急時の定義を定めているか。	【良い点】 ケースバイケースのため定めなくてよい。 【悪い点】 詳細な定義は定まっていない。	1.6	1.0	▲0.6		
	25	緊急時対応の標準手順を定めているか。	【良い点】 輪番があるのみで各事業所の対応に委ねている感じはある。統一された手順書があるとよい。	1.3	1.1	▲0.1		
登録者の場合	支援方法等の判断	26	緊急であると判断するための要件や、支援場所(自宅又は短期入所等)や支援方法は、事前に登録者と一緒を考え、決めているか。	【良い点】 【悪い点】 決めていないし、登録制度を取っていない。	1.3	1.0	▲0.3	
		27	登録者自らが緊急時であると判断することが難しい場合、判断を支援する人(家族、支援者又は組織)は決まっているか。	【良い点】 【悪い点】 決めていないし、登録制度を取っていない。	1.5	1.0	▲0.5	
		28	緊急事態の収束に時間がかかる場合の支援方法や連携先は決まっているか。	【良い点】 緊急対応に当たる事業所は自立支援協議会にて連番でまわっている。必要に応じて関係機関でケース会議など招集は可能。 【悪い点】 特に定められていない。	1.7	1.5	▲0.2	
	居宅での支援	29	登録者ごとに、支援に必要な人数が把握できているか。	【良い点】 【悪い点】 できていない。	1.0	0.6	▲0.4	
		30	日ごろから利用している居宅介護事業所と、緊急時の協定及びその手順が共有できているか。	【良い点】 緊急時の支援が必要な場合の動き方を考えている居宅事業所はある。ケースによっては検討できている。 【悪い点】 それぞれで実施しているだけで、協定や手順などができている訳ではない。	1.6	1.4	▲0.2	
31		ヘルパーが不足する場合の代替方法を確保しているか。	【良い点】 【悪い点】 特に確保はできていない。今後充足する見込みはないため、具体的に検討していく必要がある。	1.0	0.6	▲0.4	ヘルパーが家政婦化しているケースもあるため、ヘルパーや相談員が支援契約を本人ときちんと結べていない課題がある。	
短期入所等による支援	32	緊急時の移送方法を確保しているか。	【良い点】 困った時には、基幹や委託など何とか対応はしてくれる。 【悪い点】 各事業所に任されている面が強いように感じる。	1.1	0.9	▲0.3		
	33	事前に受入先を利用(体験利用等)する仕組みができているか。	【良い点】 【悪い点】 体験はできると思うが、仕組みまでは作っていない。各事業所に委ねられている。	1.9	1.4	▲0.4	安心生活支援事業を行う事が出来る事業所が1カ所に減少した事が問題と思われる。緊急時に受け入れる仕組み(当番制など)作る。	
	34	空室がない場合の代替方法を確保しているか。	【良い点】 利用を検討できる場はあるので要相談となる。 【悪い点】 特に決められておらず、仕組化はされていない。	1.1	1.0	▲0.1		
	35	自立生活援助や地域定着支援の事業所と、緊急時の協定及び手順が共有できているか。	【良い点】 【悪い点】 特に協定なども結んでおらず、できていない。	0.6	0.6	0.0		
未登録者の場合	36	受付時に収集すべき情報を定めているか。	【良い点】 【悪い点】 特に様式なども作成していない。	0.8	0.7	▲0.1		
	37	未登録者でも対応可能な受入先を確保しているか。	【良い点】 【悪い点】 輪番当番制のための確保はできている。 利用できる場所はあるかもしれないが、確認はできていない。また、「登録者」「未登録者」という概念がしっかりと決まっていない。障害や病状によっては当番事業所の受け入れが困難となる場合もある。	1.0	1.0	0.0		
運用に関する評価	38	緊急時対応を必要とする人が、スムーズに利用できたか(受け入れ先確保までの時間や打診先数は予定通りだったか。)	【良い点】 【悪い点】 ケースが共有されていないため、把握ができない。	1.5	1.3	▲0.2		
	39	緊急時対応が予定どおりできなかった場合は、原因を確認し、改善に活かしているか。	【良い点】 【悪い点】 ケースが共有されていないため、把握できない	1.3	1.3	0.0		
②緊急の受け入れ	40	障害福祉サービスを利用していない人でも体験できるか。	【良い点】 内容によっては利用可能である。 【悪い点】 各事業所次第のところはある。	3.0	3.0	0.0		
	41	障害児、行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方は体験できるか。	【良い点】 【悪い点】 特に行動障害や医療的ケアについては制限が大きく、利用が難しいケースが多い。その時に事業所をあたるとなるが、かなり困難と思われる。できる場所が検討つかない。体験の場が限定される。	1.3	1.3	0.0		

区分	通し番号	ポイント	意見	R4 評価	R5 評価	評価 増減	今年度対応すべき項目(意見)	
③体験の機会・場	制度	42	複数回体験できるか。	【良い点】 可能だと思ふ。限定はされていない。 【悪い点】 各事業所の裁量となっている。体験の場が不足。	2.9	2.4	▲ 0.4	
		43	体験期間はニーズに応じて設定できるか。	【良い点】可能だと思ふ。 【悪い点】各事業所の裁量となっている。	3.0	2.6	▲ 0.4	
		44	本人の体調により、スムーズに中止や延期ができるか。	【良い点】 スムーズかは疑問だができる。 【悪い点】 何度も続く可能性もある。	2.9	2.3	▲ 0.6	
		45	かかりつけ医がない場合の緊急受診先を確保しているか。	【良い点】 市の方で提携している医療機関があるため相談はできる。 【悪い点】 特に定めてはいない。対応した事業所に委ねられている状況。	0.4	0.8	0.5	
	体験の場の確保	46	グループホームの体験だけでなく、支援を受けながら自宅での一人暮らしや自宅以外での一人暮らし体験ができる場を確保しているか。	【良い点】 一人暮らしの体験も可能であり、地域で確保できている。 【悪い点】 今まで利用できていた場所が1つなくなってしまう。不足している。	2.1	2.0	▲ 0.1	2か所程度の一人暮らし体験の場を確保する
		47	安心・安全に体験できるよう、建物や室内環境、体験プログラムには障害の特性に応じた安全配慮がされているか。	【良い点】 【悪い点】 そこまでの配慮はされておらず、車いすの方などの利用は難しい。障害特性ごとに環境を設定することが難しい。対応は限定されている。	1.6	1.4	▲ 0.2	
		48	1人暮らし体験の場合には、調理や洗濯、掃除、ゴミ出しなど、日常生活に必要なスキルを体験できる設備があるか。	【良い点】 【悪い点】 今まで利用できていた場所が1つなくなってしまう。現在不足している。	2.5	1.7	▲ 0.8	
	体験プログラム	49	ニーズ等に応じた標準体験プログラムが策定されているか。 ・体験前のアセスメントの実施、課題の確認、目標の設定 ・福祉施設入所者や入院者の日中活動の体験 ・地域で暮らす障害者や地域住民との交流 ・一人暮らし体験の場合にはヘルパー等による支援を受けながら、金銭管理や買い物、通勤・通所、ヘルパーの派遣依頼、緊急受診など日常生活に必要なスキルの体験 ・体験後の振り返りの時期の設定	【良い点】 必要に応じてプランニングできる人材はいる 【悪い点】 特にプログラムが定められている訳ではない。	2.0	1.8	0.2	
		50	安心・安全に体験できるよう、障害の程度に応じて、ヘルパー等の配置や、遠隔又は目視による見守り体制などを確保しているか。	【良い点】 相談員が配慮して支援をしているケースが多い 【悪い点】 ヘルパーの利用や見守り体制までは確保できていない。	1.5	1.2	▲ 0.3	
		51	体験後に振り返りの機会を設け、体験の評価や地域移行又は一人暮らしに向けた新たな課題、今後のスケジュールを確認しているか。	【良い点】 確認はしている。 【悪い点】 それぞれで行っていると思われるが、ちゃんとした取り組みにはなっていない。	1.7	1.7	0.0	
		52	振り返り後の適切な時期に、さらに事後フォローを行うか。	【良い点】 【悪い点】 特には行っていない。	1.3	1.4	0.1	
		53	体験を希望する人が安全に体験できるか。	【良い点】 すぐ近くに事業所があるため、困った時にすぐに連絡ができ、支援者が対応することが出来る。特性に応じて配慮はしてくれる。 【悪い点】 アパートの階段が急で、人によっては不安もある。その体験の場もひとつなくなってしまう。どこまで配慮してくれるかは事業所次第であり、不足している。	2.4	2.0	▲ 0.4	
		54	体験を希望する人が、希望する時間に体験できたか。	【良い点】 【悪い点】 利用するための準備が必要なため、すぐに利用したいときは難しい。支援者(事業所)の都合による場合があると思われる。	2.0	1.7	▲ 0.3	
運用に関する評価	55	体験者の評価はどうだったか。	【良い点】 体験された方からは、悪い話は聞いていない。 【悪い点】 体験者の評価を確認する方法や機会がしっかりと定められていない。	2.4	1.6	▲ 0.9		
	56	必要なヘルパー等は、スムーズに確保できたか。	【良い点】 【悪い点】 体験の場で、ヘルパーの利用はできない。人不足は慢性的であり、今後も確保は難しいと感じるため、人不足を前提とした協議が必要ではないか。	1.1	1.2	0.0		
	57	専門的な対応を行うことができる体制を確保しているか。	【良い点】 研修などの人材育成を行ったり、体制整備を進めている。 障害特性に応じた相談や面的整備を活かし専門機関への交渉は可能。 【悪い点】 強度行動障害や医療的ケアなど、受け入れが難しい場面もまだまだみられ、体制の確保まではできていない。	2.8	2.3	▲ 0.5		
④専門的人材の確保・養成	体制の確保	58	確保していない場合、体制の確保に向けて具体的な計画があるか。	【良い点】 【悪い点】 体制確保に向けた具体的な計画までは作成できていない。	2.3	1.9	▲ 0.5	
		59	具体的な計画がない場合、確保に向けて協議する場はあるか。	【良い点】 協議会において、話し合いは行うことができる。 【悪い点】	2.7	2.1	▲ 0.5	
		60	人材の確保や人材育成に関する計画(目標値を含む)があるか。	【良い点】 【悪い点】 計画まではできていない。人材育成の具体的な取り組みがなかなか出ていない。	2.8	1.9	▲ 1.0	
	人材の養成	61	身近な地域で必要な研修が開催されているか。	【良い点】 連携してもらっては圏域にて研修は開催されており、比較的受講はしやすい。ほっとびあでの定期研修がある事は良い。 【悪い点】 研修受講者が実際の支援の充足にあまりつなげられていない。	3.7	3.3	▲ 0.4	
		62	行動障害や重症心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方の支援ができる人材の育成機能があるか。	【良い点】 協議する場がある。医療的ケアコーディネーターの養成を他市よりも積極的にしている。ヘルパー事業所での研修も受け入れてくれる。 【悪い点】 具体的な育成についての方法が出ていない。一部の支援機関に依存傾向がある。	2.7	2.4	0.0	
		63	研修を受講しやすい体制(支援制度等)があるか。	【良い点】 受講料を補助する制度を作るなど、その都度必要な支援は考えることができており、受講しやすい。職員レベルに合わせたほっとびあ研修がある事は良いと思われる。 【悪い点】 特に支援制度はない。	2.7	2.9	0.2	

区分	通し番号	ポイント	意見	R4 評価	R5 評価	評価 増減	今年度対応すべき項目(意見)	
運用に関する 評価	64	養成した人材の稼働状況を確認しているか。	【良い点】 【悪い点】 確認までできていない。	2.0	1.7	▲ 0.3		
	65	地域で研修が開催できるよう、研修を企画する場を確保しているか。	【良い点】 基幹センターや事業所連絡会など、研修の企画ができる場所は確保できている。オンラインの活用も含めてきている。 【悪い点】 利用できる会場が少ない。	3.3	2.9	▲ 0.4		
	66	研修の企画や講師を担う人材を計画的に育成しているか。	【良い点】 できるだけ多くの人に関わってもらえるように企画は考えている。人材育成委員会にて主に行っており、育成しようとしている。 【悪い点】 基幹・委託への偏重を感じる。幅広く育成をすすめていく必要がある。	2.4	2.4	0.0		
⑤地域 の 体制 づくり	地域 の 体制 づくり	67	基幹相談支援センターを設置しているか。	【良い点】 プロポーザルにて一定の質を有する職員を配置することが出来ている。 【悪い点】 役割をさらに明確にする必要がある。プロポーザルにて応募がなかった職種がある事が大きな問題である。	4.1	4.0	▲ 0.1	
		68	コーディネーターを配置しているか。	【良い点】 配置できている。 【悪い点】 コーディネーターを配置していることになっているが、明確にはなっていない。コーディネーターの役割がなにか分からない。また誰を配置しているのか周知してありますか？動きがよくわからないところがある。	2.0	2.4	0.4	
		69	社会資源を可視化するため、社会資源マップを作成しているか。	【良い点】 ガイドブックなど、情報提供ができるように取り組んでいる。市役所、社会福祉協議会、ほっとびあなど社会資源を調べる事が出来る。また、ほっとびあガイドブックをホームページでも見られるようにしている。 【悪い点】 福祉サービス以外のインフォーマル資源ができていない。マップまでではない。当事者や家族向けのものが必要。	2.9	3.0	0.1	
		70	関係者間で目指すべきサービス提供体制を共有しているか。	【良い点】 ある程度足りていない社会資源の把握をする事が出来ている。 【悪い点】 目指すべき体制までは考えられおらず、目指すべきが一致しているとは思えない。	2.9	2.9	0.0	
		71	不足するサービスの確保のために協議する場はあるか。	【良い点】 協議会で話し合うことはできる。運営会議や全大会、福祉計画の数値を確認することが出来る。 【悪い点】 協議会の議題が同じ内容が継続してしまっており、あまり地域課題が抽出されていない。課題の協議から確保など施策につながない。	2.9	2.6	▲ 0.3	
		72	関係者間の「顔が見える関係」づくりのため、会議や研修などの交流機会の場を設けているか。	【良い点】 各部署や運営会議にて交流会をおこなっている事が良いことだと思う。事業所連絡会だけでなく茶話会形式で行っていたりもする。 【悪い点】 他分野との交流が進んでいない。	3.1	3.6	0.4	
運用に関する 評価	73	連携状況について、関係者相互の評価を共有しているか。	【良い点】 【悪い点】 そのような仕組みは作れていない。情報共有は限定的。	2.3	2.4	0.1		

豊橋市障害者自立支援協議会
年間活動報告書

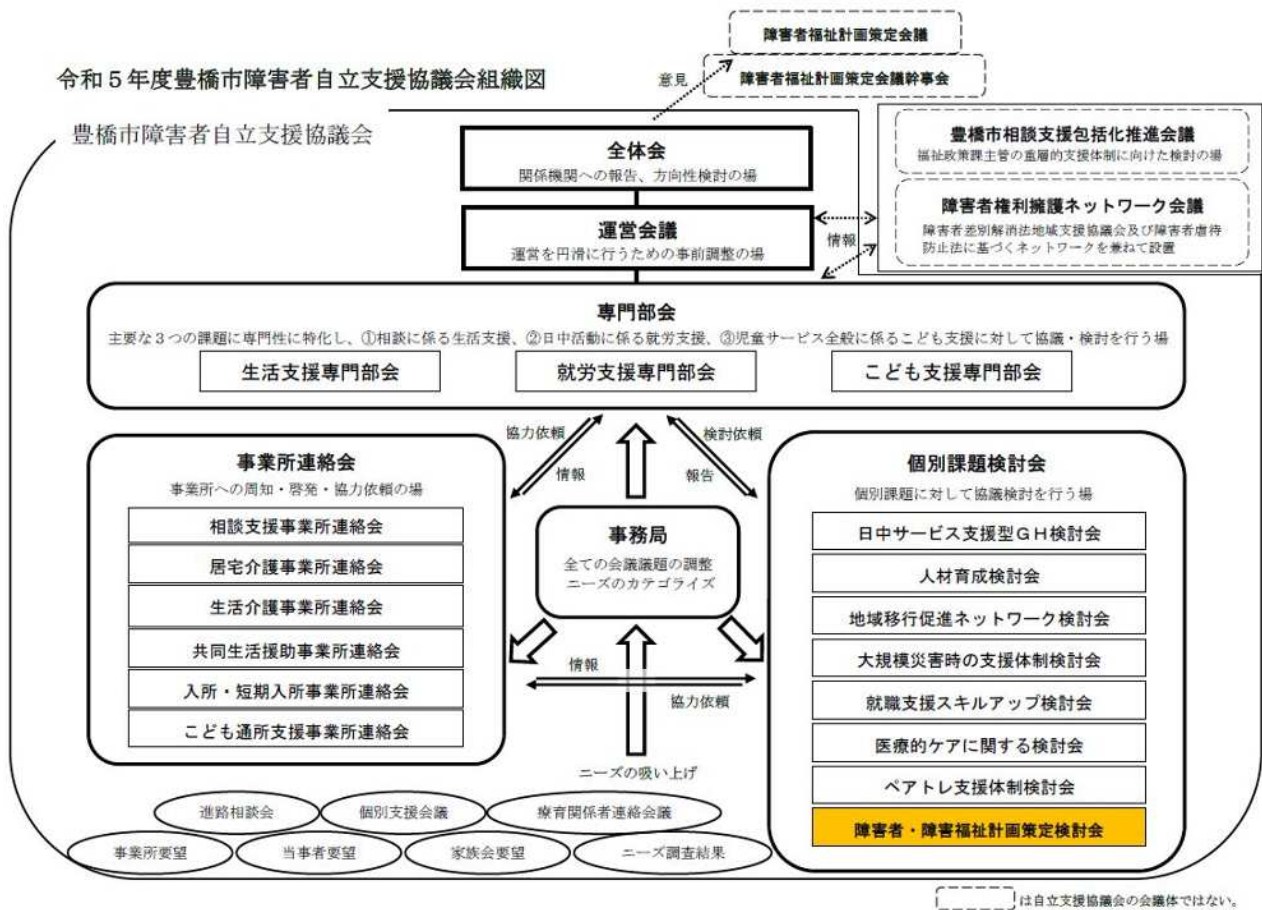
令和 5 年度

令和5年度の豊橋市障害者自立支援協議会の取組について

1. はじめに

豊橋市障害者自立支援協議会は、平成18年12月に設置され15年が経過しました。豊橋市障害者自立支援協議会では、豊橋市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、実情に応じた体制整備について協議する全体会、運営を円滑に行うための事前調整の場である運営会議、主要な3つの課題に対して協議・検討を行う専門部会、詳細な部分の協議を進める検討会、事業所間の情報共有や職員のスキルアップ、ネットワークの構築等を目的とした連絡会を開催してきました。令和5年度については、障害者・障害福祉計画の策定に伴い「障害者・障害福祉計画策定検討会」を立ち上げ、現行計画の総括を行い、達成できていない項目に対する評価・分析を実施しました。各会議については、新型コロナウイルス感染症対策緩和に伴い、ハイブリッド形式（対面及びWeb）や対面形式での開催となりました。全体会や各専門部会、検討会等の活動概要及び今後の課題等について次のとおりまとめ、令和5年度の年間報告とします。

令和5年度 豊橋市障害者自立支援協議会の組織図



2. 全体会について

全体会は豊橋市における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、実情に応じた体制整備について協議する場として設置することから、福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関を構成機関とし、ネットワークの構築を進めて参りました。

<活動概要>

第1回：令和5年5月25日（木）13:30～15:00

- 主な議題 ①障害者福祉基本計画の評価、第6期障害者福祉実施計画及び第2期障害児福祉実施計画の実績報告
- ②令和5年度の自立支援協議会の体制及びスケジュール
 - ③令和5年度の各専門部会の活動状況報告と協議事項

第2回：令和5年9月28日（金）13:30～15:00

- 主な議題 ①会議開催状況
- ②令和5年度の各専門部会の活動状況報告と協議事項
 - ③医療的ケア児者移動支援事業の実施状況
 - ④障害者施設における一般就労への移行状況（令和4年度実績）
 - ⑤障害者福祉基本計画・障害者（児）福祉実施計画の進捗状況

第3回：令和6年2月29日（木）13:30～15:00

- 主な議題 ①会議開催状況
- ②各専門部会の活動状況報告と協議事項
 - ③基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制
 - ④障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告
 - ⑤障害者福祉基本計画・障害者（児）福祉実施計画
 - ⑥次年度自立支援協議会体制（案）

委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	学校法人椋山女学園椋山女学園大学	教授	手嶋 雅史
2	社会福祉法人さわらび会 珠藻荘	施設長	○黒柳 晴彦
3	社会福祉法人さわらび会 あかね荘	施設長	光部 清孝
4	社会福祉法人岩崎学園	理事長	松下 直弘
5	社会福祉法人豊橋市福祉事業会 豊橋くすのき学園	副施設長	◎杉浦 伸枝
6	特定非営利活動法人さざなみ	理事長	杉本 寛
7	一般社団法人ONE	代表理事	柴田 圭吾
8	豊橋障害者（児）団体連合協議会	会長	山下 徹
9	豊橋障害者（児）団体連合協議会	副会長	野口 雅由
10	とよはし総合相談支援センター	統括相談員	鈴木 陽一郎
11	東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー	アドバイザー	江川 和郎
12	豊橋公共職業安定所	所長	菊地 伸治

	所 属	職 名	氏 名
13	豊橋障害者就業・生活支援センター	センター長	安藤 淳二
14	豊橋市社会福祉協議会	常務理事	古川 尋久
15	豊橋市民生委員児童委員協議会	副会長	亀山 道生
16	豊橋市医師会	理事	大瀧 和男
17	愛知県立豊橋特別支援学校	教頭	天野 和彦
18	愛知県立豊川特別支援学校	教頭	石川 まゆ美
19	豊橋市立くすのき特別支援学校	教頭	岩倉 宏昌
20	愛知県立豊橋聾学校	教頭	中野 拓希子
21	豊橋市 教育部 教育政策課	課長	浅倉 淳志
22	豊橋市 健康部 こども発達センター	課長	山口 徳之
23	豊橋市 こども未来部 保育課	課長	中木 真一
24	豊橋市 健康部 健康増進課	課長	中田 浩次
25	豊橋市 福祉部 長寿介護課	課長	木佐貫 美紀子
26	豊橋市 福祉部 障害福祉課	課長	森高 朋樹

◎会長 ○副会長

3. 運営会議について

運営会議では、協議会の全体の進捗管理及び部会の連絡調整により、課題の整理や協議事項の調整等を担うことから、地域にどのような課題があり、課題解決のためにはどのように協議会で検討していくかなどの協議・確認等を行いました。7月と11月を除く各月1回（基本的に毎月第3水曜日）開催しています。

平成27年から、優先的に解決すべき地域課題について明らかにし、関係機関での情報共有を図るため、困難事例を挙げて分析を行うよう見直しを図り、令和5年度も継続して実施しました。

<活動概要>

第1回：令和5年4月19日（水）13:30～15:00

- 主な議題
- ①各会議の開催予定・開催報告
 - ②令和5年度の組織図及びスケジュール
 - ③GW期間における緊急対応
 - ⑤生活支援専門部会の予定内容
 - ⑥各事業所からのケース報告
 - ⑦福祉サービスグループ担当表
 - ⑧全体会委員

第2回：令和5年5月17日（水）13:30～15:00

- 主な議題
- ①各会議の開催予定・開催報告
 - ②全体会資料（案）
 - ③事業所訪問の調査票（案）
 - ④各事業所からのケース報告

第3回：令和5年6月21日（水）13:30～15:00

- 主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告
②日中サービス支援型グループホーム検討会の開催
③相談支援事業所連絡会の内容検討
④各事業所からのケース報告

第4回：令和5年8月16日（水）13:30～15:00

- 主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告
②第3回運営会議の意見を踏まえた対応
③相談支援事業所訪問の実施報告
④生活支援専門部会全体会報告用シート
⑤障害者虐待防止に係る事業所訪問の日程調整
⑥地域生活支援拠点の評価ポイントの明確化
⑦各事業所からのケース報告

第5回：令和5年9月11日（月）13:30～15:00

- 主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告
②第4回運営会議の意見を踏まえた対応
③全体会報告用シート
④障害者虐待防止に係る事業所訪問の実施
⑤地域生活支援拠点の評価ポイントの明確化
⑥各事業所からのケース報告

第6回：令和5年10月13日（金）13:30～15:00

- 主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告
②地域生活支援拠点の評価ポイントの明確化
③各事業所からのケース報告

第7回：令和5年12月26日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告
②令和6年1月以降の体制
③基幹相談支援センター人材育成計画
④安心生活支援事業（体験利用）の候補先
⑤各事業所からのケース報告

第8回：令和6年1月17日（水）13:30～15:00

- 主な議題 ①各会議の開催予定・開催報告
②令和6年1月以降の体制
③虐待防止訪問の総括及び今後の方向性
④生活支援専門部会・全体会に向けて

- ⑤安心生活支援事業（体験利用の場）の確保
- ⑥各事業所からのケース報告

第9回：令和6年2月21日（水）13:30～15:00

- 主な議題
- ①各会議の開催予定・開催報告
 - ②ほっとぴあにおける委託相談支援事業の実施
 - ③児童発達支援センターの体制
 - ④相談支援体制の他市との比較
 - ⑤各事業所からのケース報告

第10回：令和6年3月13日（水）13:30～15:00

- 主な議題
- ①各会議の開催予定・開催報告
 - ②ほっとぴあにおける委託相談支援事業の実施
 - ③児童発達支援センターの体制
 - ④来年度の自立支援協議会体制の確認
 - ⑤各事業所ケース報告

運営会議構成メンバー

	所 属
1	たまも荘障害者生活支援センター
2	あかね荘障害者生活支援センター
3	生活支援センターさざなみ
4	発達・就労相談支援センターFLAT
5	相談支援センター木もれ陽
6	相談支援事業所アイリス
7	豊橋障害者就業・生活支援センター
8	豊橋市健康部こども発達センター
9	とよはし総合相談支援センター
10	豊橋市福祉部障害福祉課

4. 専門部会について

専門部会は、共有化された地域の課題に対して専門的な協議を行う場として、社会資源の開発あるいは改善を図るにあたっての検討を行いました。豊橋市障害者自立支援協議会では、生活支援に関する課題を「生活支援専門部会」にて、就労に関する課題を「就労支援専門部会」にて、こどもの支援に関する課題を「こども支援専門部会」にて検討を進めました。

<活動概要>

（1）生活支援専門部会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、さくらピア相談室、たまも荘障害者生活支援センター、あかね荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、発達・就労相談支援センタ

一 F L A T、相談支援センター木もれ陽、相談支援事業所アイリス、豊橋市社会福祉協議会、指定相談支援事業所代表、生活介護事業所代表、居宅介護事業所代表、グループホーム代表、障害児等療育支援事業受託者、豊橋市教育委員会学校教育課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年5月2日（火）13:30～15:00

主な議題 ①令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制
②令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会のスケジュール
③令和5年度生活支援専門部会の取組

第2回：令和5年9月6日（木）10:00～11:30

主な議題 ①生活支援専門部会全体報告用シート
②第7期障害者福祉実施計画及び第3期障害児福祉実施計画

第3回：令和5年1月26日（木）10:00～10:55

主な議題 ①令和5年度実績及び次年度目標
②基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の体制の見直し
③第7期障害者福祉実施計画及び第3期障害児福祉実施計画
④虐待防止訪問の総括及び今後の方向性

総括：◇令和5年度については、支援体制の充実（重層的支援体制・地域生活支援拠点・地域包括ケアシステム）、大規模災害時の支援体制の構築、強度行動障害者に対する支援体制の整備、障害者・障害福祉計画の策定の4つについて、主に協議を行いました。相談員の資質向上に向けた相談支援事業所訪問や、令和6年度より完全義務化されるBCP作成に向けた勉強会の実施、障害者計画、障害福祉計画（児・者）の策定等を行うことができました。

（2）就労支援専門部会

参加機関：愛知障害者職業センター豊橋支所、豊橋特別支援学校、豊川特別支援学校、豊川特別支援学校本宮校舎、岡崎盲学校、くすのき特別支援学校、豊橋聾学校、豊橋障害者（児）団体連合協議会、豊橋障害者就業・生活支援センター、愛知障害者職業能力開発校、就労系事業所代表、あかね荘障害者生活支援センター、豊橋市総務部人事課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年5月9日（火）15:00～16:00

主な議題 ①令和5年度の年間活動計画と活動内容
②就職支援スキルアップ検討会
②就労アセスメントについて
③障害福祉サービス事業所フェアの開催

第2回：令和5年8月29日（火）13:30～15:00

主な議題 ①令和4年度の就職実績、工賃支払実績等

- ②就労支援専門部会の上半期取組内容（実績）
- ③就職支援スキルアップ検討会の報告
- ④今後の予定
- ⑤第7期豊橋市障害者福祉実施計画

第3回：令和6年2月1日（木）13:30～15:00

- 主な議題
- ①就労支援専門部会の取組内容（実績）
 - ②就職支援スキルアップ検討会の報告
 - ③来年度予定

総括：◇令和5年度については、就労移行支援・就労継続支援等の適切な利用のための支援、事業者の就労支援スキル・知識の向上、事業所間の意見交換と交流、障害福祉サービスの周知・啓発及び障害者の就労先拡充の検討の4つについて、主に協議を行いました。4年ぶりとなる事業所フェアの開催や、プレゼン大会、職場見学会や職業センターによる研修やモデル事例の発表、福祉サービス事業所交流会、農福連携の取組事例周知等を行うことができました。

（3）こども支援専門部会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、たまも荘障害者生活支援センター、岩崎学園、豊橋あゆみ学園、豊橋くすのき学園、高山学園、豊橋市こども発達センター、豊橋特別支援学校、豊川特別支援学校、くすのき特別支援学校、豊橋聾学校、東三河児童・障害者相談センター、児童通所事業所連絡会長、児童通所事業所連絡副会長、豊橋市健康部こども保健課、豊橋市教育委員会教育政策課、豊橋市教育委員会学校教育課、豊橋市こども未来部こども若者相談支援センター、豊橋市こども未来部こども未来館、豊橋市こども未来部保育課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年5月10日（水）14:00～15:00

- 主な議題
- ①部会長の選出
 - ②令和4年度こども支援専門部会の活動報告
 - ③前年度の達成状況及び令和5年度の活動について
 - ④令和5年度こども専門部会の重要課題及び到達目標

第2回：令和5年8月9日（水）13:30～15:30

- 主な議題
- ①こども支援専門部会の活動報告
 - ②令和5年度協議事項の達成状況
 - ③情報共有・検討内容

第3回：令和6年1月23日（火）14:00～15:00

- 主な議題
- ①こども支援専門部会の活動報告
 - ②令和5年度協議事項の達成状況

③こども発達支援ガイド

④学齢期保護者のこども支援専門部会参加

総括：◇令和5年度については、ペアレント・トレーニングなどの家族を支える支援講座の実施と、支援体制の構築の検討、障害児通所支援事業所の支援の質の向上、事業所と関係機関との連携による支援体制の強化、第3期豊橋市障害児福祉実施計画の検討の4つについて、主に協議を行いました。ペアレント・トレーニングとそのフォロー、専門職種講座（言語訓練・臨床心理・理学療法・作業療法）の開催、こども通所支援事業所交流会、豊橋市障害児福祉実施計画の策定等を行うことができました。

5. 個別課題検討会について

個別課題に対して協議検討を行う場として、8つの個別課題検討会を設置し、個別の課題に対する取り組みを行いました。令和5年度は障害者・障害福祉計画策定に伴い、「障害者・障害福祉計画策定検討会」を立ち上げました。

<活動概要>

(1) 日中サービス支援型GH検討会

参加機関：共同生活援助事業所連絡会会長（夢見の郷）、相談支援事業所連絡会会長（クオーレ相談支援センター）、生活介護事業所連絡会会長（来夢）、居宅介護事業所連絡会会長（ヘルパーステーションココナッツ）、入所・短期入所事業所連絡会会長（シーサイド吉前）、豊橋障害者（児）団体連合協議会、あかね荘障害者生活支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、生活支援センターさざなみ、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月27日（木）10:00～10:30

主な議題 ①事業報告及び評価

第2回：令和5年12月18日（月）9:30～11:30

主な議題 ①事業報告及び評価

第3回：令和6年1月30日（火）9:30～11:30

主な議題 ①事業報告及び評価

(2) 人材育成検討会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、さくらピア相談室、たまも荘障害者生活支援センター、あかね荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、相談支援事業所アイリス、指定相談支援事業所代表、生活介護事業所代表、居宅介護事業所代表、グループホーム代表、豊橋市教育委員会学校教育課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年2月21日（水）15:00～15:30

- 主な議題 ①前回の人材育成検討会の振り返り
②人材育成に係る本市の状況
③人材育成検討会の今後について

（3）地域移行促進ネットワーク検討会

参加機関：可知記念病院、岩屋病院、保生会病院、シーサイド吉前、あかね荘、珠藻荘、あかね荘障害者生活支援センター、たまも荘障害者生活支援センター、生活支援センターさざなみ、相談支援センター木もれ陽、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援事業所アイリス、豊橋障害者（児）団体連合協議会、豊橋市健康部健康増進課、豊橋市福祉部長寿介護課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和6年2月20日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①令和5年度の豊橋市障害者自立支援協議会について
②豊橋市障害者福祉実施計画について
③地域移行・地域定着支援利用者数の推移
④安心生活支援事業の実績
⑤日中サービス支援型共同生活援助に係る情報提供
⑥報酬改定について

（4）大規模災害時の支援体制検討会

参加機関：豊橋障害者（児）団体連合協議会、たまも荘障害者生活支援センター、あかね荘障害者生活支援センター、相談支援センター木もれ陽、発達・就労相談支援センターFLAT、生活支援センターさざなみ、豊橋市社会福祉協議会、豊橋特別支援学校、豊橋市福祉部福祉政策課、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年5月19日（金）13:30～15:00

- 主な議題 ①大規模災害時を想定した訓練
②防災に関する研修
③大規模災害マニュアル（風水害対応）作成
④新型コロナウイルス感染症に係る情報共有

第2回：令和5年8月8日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①事業所連絡会における災害時アンケート結果
②担当ブロックについて
③災害時オープンチャットの活用
④防災に関する研修について

第2回：令和6年1月29日（月）13:30～15:00

- 主な議題 ①障害福祉サービス事業所向けBCP作成研修の報告
②大規模災害時における相談支援体制のための担当ブロックについて
③災害時オープンチャットの活用
④防災に関する研修について

(5) 就職支援スキルアップ検討会

参加機関：日中活動系サービス事業所

第1回：令和5年5月9日（火）13:30～14:30

- 主な議題 ①今年度の年間活動計画と活動内容
②就職支援スキルアップ検討会
③就労アセスメント
④障害福祉サービス事業所フェアの開催

第2回：令和5年6月13日（火）9:50～15:00

- 主な議題 ①事業所見学会

第3回：令和5年8月5日（土）13:00～16:00

- 主な議題 【事業所フェア】
①日中系活動サービス事業所ブースでの事業所紹介
②障害基礎年金学習会 DVD 視聴
③事業所紹介動画視聴

第4回：令和5年10月10日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①校務補助員として就職された方の職場見学、座談会

第5回：令和5年11月14日（火）11:00～13:00

- 主な議題 ①福祉サービス事業所交流会

第6回：令和5年11月14日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①職業センター研修

第7回：令和6年2月13日（火）13:30～15:00

- 主な議題 ①愛知障害者職業センター豊橋支所による就労支援モデル事例の発表

第8回：令和6年2月23日（金）13:00～15:00

- 主な議題 ①就労移行支援事業所プレゼンテーション大会

(6) 医療的ケアに関する検討会

参加機関：豊橋市肢体不自由児（者）父母の会、訪問看護ステーションさわやか、授産所ふくふく・ケアホームふたば、生活塾「春日」、たまも荘障害者生活支援センター、相談支援センター木もれ陽、豊橋市社会福祉協議会、豊橋あゆみ学園、相談支援事業所 すばる、豊橋市健康

部こども発達センター、豊橋医療センター、豊橋市民病院、豊橋特別支援学校、豊橋市こども未来部保育課、豊橋市教育委員会学校教育課、豊橋市健康部こども保健課、信愛医療的ケア児支援センター、介護工房 ヤジロベエ（※1回目のみ）、ヘルパーステーション ビリーブ、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

医療的ケアコーディネーター会（第1回）：令和5年5月17日（水）10:00～11:30

主な議題 ①各コーディネーターの近況報告及びケースの情報共有
②医療的ケア児者の状況把握
③医療的ケア児者移動支援事業

第1回：令和5年8月30日（水）13:30～15:30

主な議題 ①医療的ケア児者移動支援の対応について
②医療的ケア児の状況
③医療的ケア児を取り巻く課題

医療的ケアコーディネーター会（第2回）：令和5年9月28日（木）10:00～11:30

主な議題 ①ケース報告、情報共有

医療的ケアコーディネーター会（第3回）：令和6年1月29日（月）10:00～11:30

主な議題 ①こども保健課での医療的ケア児の関わり
②医療的ケア児等アドバイザー事業について
③各コーディネーターの近況方向及びケースの情報共有

第2回：令和6年3月11日（水）13:30～15:00

主な議題 ①豊橋市医療的ケア児者の現状および短期入所・レスパイトに関するアンケート調査結果
②医療的ケア児等支援マネージャーについて
②保育園・認定こども園向けの医療的ケアに関する研修について
③東三河地区 学校看護師による医療的ケア情報交換会（報告）

（7）ペアトレ支援体制検討会

参加機関：あいち発達障害者支援センター、愛知県医療療育総合センター中央病院、たまも荘障害者生活支援センター、昴、相談支援センター木もれ陽、発達・就労相談支援センターFLAT、豊橋あゆみ学園、岩崎学園、高山学園、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年4月4日（火）13:30～15:00

主な議題 ①ペアレント・トレーニングの日程・内容
②今後の方向性

第2回：令和5年4月14日（金）13:30～15:00

主な議題 ①あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ

第3回：令和5年6月2日（金）15:00～16:30

主な議題 ①あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ

第4回：令和5年6月30日（金）16:00～17:00

主な議題 ①あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ

第5回：令和5年7月28日（金）16:00～17:15

主な議題 ①あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ

第6回：令和5年8月31日（木）16:00～17:00

主な議題 ①あいち発達障害者支援センターと開催に向けての打合せ

第7回：令和5年11月21日（火）15:00～16:30

主な議題 ①令和6年度以降の実施について

ペアレントトレーニングプログラム（第1回）：令和5年9月15日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第2回）：令和5年9月29日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第3回）：令和5年10月6日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第4回）：令和5年10月20日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（第5回）：令和5年11月6日（月）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

ペアレントトレーニングプログラム（事後フォロー）：令和5年12月1日（金）10:00～12:00

主な議題 ①豊橋市ペアレントトレーニングプログラム

（8）障害者・障害福祉計画策定検討会

参加機関：たまも荘障害者生活支援センター、あかね荘障害者生活支援センター、生活支援センター
さざなみ、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、相談支援
事業所アイリス、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年6月21日（水）15:00～16:00

- 主な議題 ①障害者・障害福祉計画策定検討会の開催予定について
②第7期障害者福祉実施計画及び第3期障害児福祉実施計画の策定スケジュール
③障害者福祉基本計画と障害者(児)福祉実施計画の位置付け

第2回：令和5年7月12日(水) 13:30～15:00

- 主な議題 ①第7期障害者(第3期障害児)福祉実施計画の成果目標案
②サービス見込量の推計方法とアンケート実施等の概要について
③事業所アンケート調査票の内容について

第3回：令和5年8月16日(水) 15:00～16:00

- 主な議題 ①事業所アンケート調査票の内容について(確定)

第4回：令和5年11月15日(水) 13:30～15:00

- 主な議題 ①事業所アンケート・家族会ヒアリング調査・当事者アンケートの結果について
②実施計画の素案について

第5回：令和6年1月17日(水) 15:00～15:30

- 主な議題 ①実施計画最終案について

6. 連絡会について

事業所連絡会については、事業所間における情報共有を図るとともに、サービス種別ごとの課題についての検討や職員や事業所のスキルアップの機会となるよう設置しています。

各障害福祉サービス提供事業所で共通のテーマに取り組むとともに、事業所間での情報共有を行いました。

(1) 相談支援事業所連絡会

参加機関：市内相談支援事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月19日(水) 13:30～15:00

- 主な議題 ①令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制及びスケジュールについて
②障害者支援施設等災害時情報共有システムについて
③各事業所連絡会の内容について
④事業所同士の情報交換テーマ別グループワーク

第2回：令和6年2月15日(木) 10:00～11:30

- 主な議題 ①基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について
②各事業所連絡会の内容報告
③人材確保について(ミニ講座)
④(グループワーク)事業所同士の情報交換、BCP作成

(2) 居宅介護事業所連絡会

参加機関：市内居宅介護事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月14日（金）9:30～11:00

主な議題 ①令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について
②障害者支援施設等災害時情報共有システムについて
③（グループワーク）災害時におけるハザードマップの重要性・事業所での対応方法・情報共有について

第2回：令和6年2月9日（金）13:00～14:30

主な議題 ①基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について
②各連絡会の在り方について
③（グループワーク）能登半島地震を受けて、人材確保

(3) 生活介護事業連絡会

参加機関：市内生活介護事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月7日（金）9:30～11:00

主な議題 ①令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について
②障害者支援施設等災害時情報共有システムについて
③（グループワーク）豪雨災害を受けて当日の対応方法とこれから改善すべき点について
④強度行動障害のある方の受け入れ事例について

第2回：令和6年2月8日（木）13:00～14:30

主な議題 ①基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について
②各連絡会の在り方について
③（グループワーク）各事業所のBCPについて

(4) 共同生活援助事業所連絡会

参加機関：市内共同生活援助事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月11日（火）13:00～14:30

主な議題 ①令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について
②障害者支援施設等災害時情報共有システムについて
③（グループワーク）災害時におけるハザードマップの重要性・事業所での対応方法・情報共有について
④（グループワーク）虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会等の役割や運営の状況など情報共有

第2回：令和6年2月7日（水）13:00～14:30

- 主な議題 ①基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について
②各連絡会の在り方について
③利用者から受け取れる金銭について
④（グループワーク）BCP作成完成を目指そう！

（5）入所・短期入所事業所連絡会

参加機関：市内施設入所支援事業所、市内短期入所事業所、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月14日（金）13:00～14:30

- 主な議題 ①令和5年度豊橋市障害者自立支援協議会の体制について
②障害者支援施設等災害時情報共有システムについて
③（グループワーク）今回の豪雨災害を受けて事業所でのBCPの検討
④コロナ5類移行に伴う対応状況について

第2回：令和6年2月14日（火）13:00～14:30

- 主な議題 ①基幹相談支援センターと委託相談事業所の新体制について
②各連絡会の在り方について
③（グループワーク）能登半島地震を受けて、短期入所状況

（6）こども通所支援事業所連絡会

参加機関：市内児童発達支援事業所、市内放課後等デイサービス事業所、発達・就労相談支援センターFLAT、相談支援センター木もれ陽、たまも荘障害者生活支援センター、豊橋市こども発達センター、とよはし総合相談支援センター、豊橋市福祉部障害福祉課

第1回：令和5年7月11日（火）9:30～11:00

- 主な議題 ①障害者支援施設等災害時情報共有システムについて
②事業所同士の情報交換（グループワーク）
・6月2日（金）豪雨時の事業所対応について
・新型コロナウイルス感染症第5類移行後の対応について

第2回：令和6年2月14日（水）9:30～11:00

- 主な議題 ①東三河児童・障害者相談センター、こども若者総合相談支援センター「ココエール」からの連絡事項
②グループワーク【能登の震災を受けて】

7. 障害者週間イベントについて

障害者週間イベントは、障害への理解を深める啓発活動として毎年障害者週間に合わせて実施しています。令和5年度は障害者が作製した絵画の展示を行いました。

実施日	内容
令和5年10月5日（木） ～10月9日（月）	こども未来館ここにこ 企画展示室での絵画展示
令和5年11月13日（月） ～11月24日（金）	豊橋市役所市民ギャラリー での絵画展示
令和5年12月1日（金） ～12月8日（金）	こども未来館ここにこ 企画展示室での絵画展示



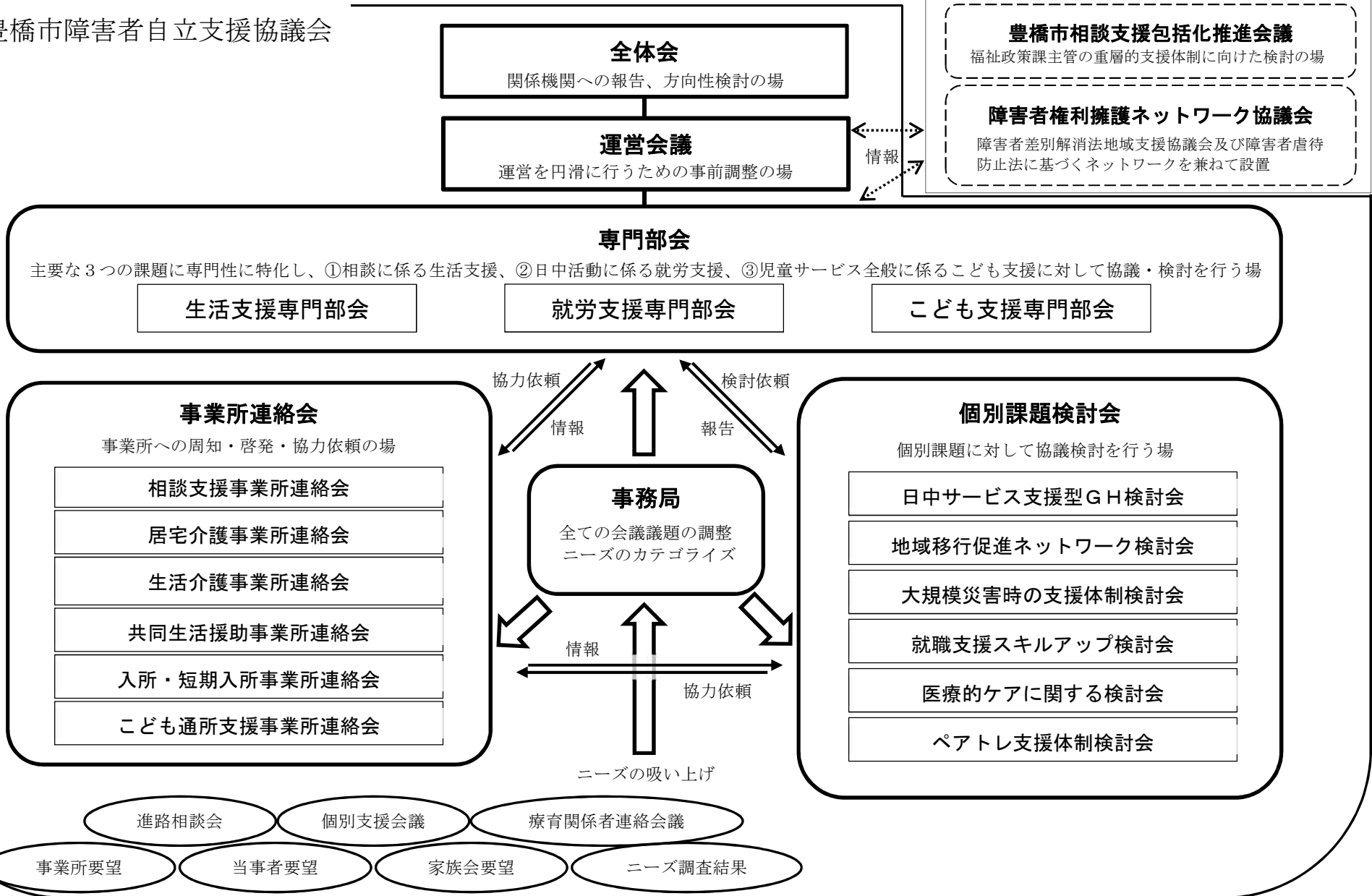
8. 令和6年度の協議会の取組について

令和6年度の豊橋市障害者自立支援協議会での協議事項

専門部会名	議題・課題
生活支援専門部会	1. 相談支援体制の充実
	2. 大規模災害時の支援体制の充実
	3. 強度行動障害に対する支援体制の整備
就労支援専門部会	1. 就職者数及び就職率を増加させるための取り組み
	2. 事業者の就労支援スキル・知識の向上
	3. 事業所間の意見交換と交流
	4. 障害福祉サービスの周知・啓発及び障害者の就労先拡充の検討
こども支援専門部会	1. 子育て支援体制の充実
	2. 障害児通所支援事業所の役割強化
	3. 事業所間、関係機関との連携による支援体制の強化

令和 6 年度 豊橋市障害者自立支援協議会組織図

豊橋市障害者自立支援協議会



は自立支援協議会の会議体ではない。

令和6年度 豊橋市障害者自立支援協議会 年間スケジュール

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6.5.8	
全体会		5/31(金)pm				9/27(金)am					2/26(水)pm		○全体会 陽一郎、(柳澤、今村、青竹、渡會)	
運営会議	17(水)	15(水)	19(水)		21(水)	18(水)	16(水)		18(水)	15(水)	19(水)	19(水)	○運営会議 島、浅井、間木、(柳澤、今村、青竹、渡會)	
専門部会	生活	13(月)			現任インターバル	生活					生活		○生活支援専門部会 陽一郎、間木(浅井・島)(柳澤、渡會)	
	就労	14(火)				27(火)					4(火)		○就労支援専門部会 佐和子、間木(伴、前田)	
	こども	24(金)				こども					こども		○こども支援専門部会 浅井、島、(青竹、大久保)	
検討会	GH支			日中サービス支援型GH			日中サービス支援型GH				日中サービス支援型GH		○日中サービス支援型GH検討会 2回 陽一郎、浅井、間木、(渡會)	
	地域移行							地域移行促進ネットワーク					○地域移行促進ネットワーク検討会 1回 陽一郎、(柳澤、渡會)	
	大規模災害		5/21(火) 13:30 ほととびあ			大規模災害時の支援体制					大規模災害時の支援体制		○大規模災害時の支援体制検討会 3回 佐和子、陽一郎、間木、(亀井)	
	支援就労		5/14(火) スキルアップ	スキルup 事業所見学		8/3(土) 事業所フェア		スキルup 職場見学・事例報告	職業センター研修 事業所交流会	スキルup プレゼン会説明		2/22(土) プレゼン会	○就職支援スキルアップ検討会 8回 佐和子、(伴、前田)	
	医ケア		コーディネーター会			医ケア検討会 コーディネーター会				コーディネーター会			医ケア検討会	○医療的ケアに関する検討会 2回 ※コーディネーター会は随時 島、浅井、(青竹、大久保)
	ペアトレ支援	ペアトレ 支援体制			ペアトレ 支援体制		ペアトレ ①13(金)・②27(金)	ペアトレ ③11(金)・④25(金)	ペアトレ ⑤8(金)	ペアトレ 支援体制				○ペアトレ支援体制検討会 浅井、島、(青竹、大久保)
連絡会	相談		事業所訪問 (委託+基幹)	31(水)PM	多目的ホール						相談	事業所訪問 (福祉課+基幹)	○相談(クオール松原様) 島、浅井、間木(柳澤、渡會)	
	居宅		【打合】6/4(水)10:00	3(水)PM	3階研修室						居宅		○居宅(ココナッツ 朝倉様、ピリーブ 大久保様) 島、佐和子、(大久保)	
	介生活		【打合】6/7(金)10:00	11(水)PM	多目的ホール						生活介護		○生活介護(来夢 菅野様) 浅井、間木、(亀井)	
	GH		【打合】6/5(水)10:00	9(火)PM	3階研修室						GH		○GH(夢実の郷 神谷様、) 浅井、佐和子、(渡會)	
	入所		【打合】6/6(水)10:00	10(水)PM	3階研修室						入所・短期		○入所・短期(シーサイド吉前 三上様、) 島、間木、(伴)	
	こども				12(金)AM	多目的ホール						こども		○こども(ほっぷ 天野様、みらいおん 太田様) 浅井、島、(大久保)
		通所事業所職員向け講座 (全2回)	通所事業所性の研修 29(土)AM			通所事業所専門職による講座 4(水)AM・PM	通所事業所専門職による講座 2(水)AM・PM						○通所支援事業所向け研修(島・浅井) 通所支援職員向け講座 性の研修、専門職種による講座	

令和6年度 ほっとぴあ 年間スケジュール

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
事業所 フェア					8/3(土) フェア・交流会								佐和子、間木	
障害者週 間イベント									絵画展				浅井、島、陽一郎	
従事者 相談支 援	研修			現任研修 A 7/29 B 7/30	A 8/28 B 8/29	A 10/3 B 10/4	初任研修 10/22.23 11/21		12/19.20					
	インター バル				現任 インターバル			初任研 インターバル	初任研 インターバル				現任…陽一郎、島、浅井 初任…佐和子、間木	
連携 特別支 校支			就労アセス調整 くすのき					豊川 進路懇談			本宮 移行支援会議		豊川・本宮…間木、豊橋…島 くすのき…浅井 就労アセス…佐和子	
アウトリーチ 型研修	福祉出前講座(福祉・教育・保育)												テーマに合わせて講師派遣 教育・保育向け…浅井、島	
職 階 別 研 修	認定 調査員	23(火)PM											○認定調査員研修…島、浅井	
	管理者		14(金)AM 個別支援計画と サービス等利用計画										○管理者向け…浅井	
	就労支 援員							職業センター 研修					○就労支援者スキルアップ研修	
テ ー マ 別 研 修	意思 決定 権 擁 護		1(木)PM 職員向け	28(金)AM 管理者向け	18(木)AM 職員向け		11(木)PM 管理者向け						○権利擁護・意思決定支援研修 管理者向け…陽一郎 職員向け…島、浅	
	性 の 研 修		通所事業所 性の研修 29(土)AM				通所事業所 性の研修						○性の研修…浅井・島	
相 談 支 援 研 修	相談 支援	19(金) 事例演習	17(金) 制度の動向	21(金) 運営管理 (管理職向け)	19(金) 茶話会①		20(金) 担当者会議		15(金) 茶話会②	20(金) 計画作成 事務手続			○相談支援専門員研修 島、浅井、間木	
	事例 検討		A 28(火)	B 25(火)	C 23(火)	A 27(火)	B 24(火)	C 22(火)	A 26(火)	B 24(火)	C 28(火)		○グループ別事例検討会 A 島、B 浅井、C 間木	
	スー パー ビ ジョン	スーパービジョンにおける人材育成												相談支援事業所へのスーパーバイズ
	事業所 訪問	事業所訪問 (基幹)	事業所訪問 (委託+基幹)									事業所訪問 (福祉課+基幹)		

資料5-1

【令和6年度生活支援専門部会(全体会報告用)】

【協議事項】 新規:今年度から新たに検討する協議事項 継続:昨年度から引き続き検討する協議事項 拡充:昨年度から内容を追加し引き続き検討する協議事項
 【達成度】 A:達成 B+:進捗予定以上、B:進捗予定どおり、B-:進捗予定以下 C:未実施 D:実施困難(取組み中止)

番号	令和6年度(生活支援専門部会)								令和7年度(生活支援専門部会)				関連する計画等									
	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	取組内容(実績)	達成度	達成度の理由と今後の課題について	次年度取組方針	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	豊橋市障害者福祉基本計画 2024~2029		第7期豊橋市障害者福祉実施計画 第3期障害児福祉事業計画 2024~2026							
													基本目標	基本施策	取組内容 主要事業	該当頁	大項目	中項目	小項目	該当頁		
1	【継続】 相談支援体制の充実	○事業所によって相談支援専門員の担当件数や支援力にばらつきがある。 ○サービス利用者の増加に伴い計画相談の件数も増加しており、すぐに相談支援事業所が見つからないため、サービスの利用開始が遅くなってしまうケースが増えている。 ○個別ケースにおける課題が多様化しているため、包括的な支援体制の整備が必要である。	○相談員の資質向上(実務能力の向上) ○相談員が見つからずサービスに繋がらないケースの解消のための具体的な方策を検討 ○高齢や保育・教育など他分野の機関との連携強化	○相談支援事業所の相談員の資質向上のため、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携して、アウトリーチによるOJTやスーパーバイズを計画的に実施 ○相談支援事業所が見つからずサービスに繋がらないケースの解消に向け、事業所や相談員を増やすための取組みやセルフプランの条件付き緩和等、具体的な方策を検討 ○福祉相談サポートセンターなど関係機関との連携強化(支援会議や研修会への参加等)									III	8	(1)	相談支援体制の充実 ①相談支援体制の充実	19	II	5	相談支援体制の充実・強化等	13	
2	【継続】 大規模災害時の支援体制の充実	○業務継続計画の作成が令和6年度より完全義務化されたが、未作成の事業所も少なからずあると思われる。 ○実際の災害発生時には、想定していなかった事態が発生し、業務継続計画が十分に機能しない恐れがある。	○全ての事業所における業務継続計画の作成及び災害発生時における課題を踏まえた業務継続計画の見直し ○災害時における安否確認等をスムーズに行うための行政との連携体制の確保	○事業所アンケートによる業務継続計画作成状況の把握及び被災地福祉施設での事例等を基にした業務継続計画見直しを検討する機会の提供 ○災害発生時における安否確認等をスムーズに行うため、行政との連携体制に関する具体的な検討の実施									III	10	(1)	災害時に備えた防災対策、地域における安全対策等の充実 ③避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	22				該当なし	
3	【継続】 強度行動障害に対する支援体制の整備	○強度行動障害に対応できる短期入所等のレスパイト先が少ないため、レスパイト先を増やすことが必要である。 ○マンパワー不足や専門的知識のある職員が少ない等の理由で、強度行動障害に対応できる事業所が限られているため、人材育成が必要である。	○強度行動障害に対する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	○強度行動障害を受け入れている事業所への見学・実習等の実施 ○専門知識や支援技術を持った支援員を養成するための枠組みづくりの構築									III	8	(4)	障害者(児)の生活に密着した日中活動系サービスの利用促進	19	II	4	地域生活支援拠点(面的整備)の維持と評価	13	
															(6)	日常生活に必要なサービス等の提供 ①地域生活支援事業の充実	20					

資料5-2

【令和6年度就労支援専門部会】

【協議事項】 新規:今年度から新たに検討する協議事項 継続:昨年度から引き続き検討する協議事項 拡充:昨年度から内容を追加し引き続き検討する協議事項
 【達成度】 A:達成 B+:進捗予定以上、B:進捗予定どおり、B-:進捗予定以下 C:未実施 D:実施困難(取組み中止)

番号	令和6年度(就労支援専門部会)								令和7年度(就労支援専門部会)				関連する計画等													
	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	取組内容(実績)	達成度	達成度の理由と今後の課題について	次年度取組方	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	豊橋市障害者福祉基本計画 2024~2029		第7期豊橋市障害者福祉実 施計画 第3期障害児福祉事業計画											
													基本	基本	取組内容 主要事業	該当	大 項	中 項	小 項目	該当						
1	【拡充】 就職者数及び就職率を増加させるための取り組み	○就労系サービス利用者の就職率は横ばいが続いており、本来一般就労可能な障害者が福祉サービスに留めて置かれることがないよう、一般就労へつなげていく支援が必要である。 ○令和7年10月より就労選択支援サービスが新たに開始されることに伴い、現行のサービスを含めたサービスごとの概要や目的を、利用者やご家族に対して分かりやすく伝える必要がある。	○様々な就労の選択肢を知る機会の提供と各サービスごとの理解を図ることで障害者本人の就労意欲向上へとつなげ、就職率の増加を目指す。 ○就労選択支援が開始となる令和7年度に向け、利用概要について整理をする。	○障害者やそのご家族を対象とした就労に関する対面でのイベントや勉強会を実施。 ○市内事業所等に就労選択支援に関するアンケートを実施。									II	5	(1)	雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化 ①福祉的就労から一般就労への移行の促進	17									
2	【継続】 事業者の就労支援スキル・知識の向上	○近年の事業所数の増加により、事業所が求めている情報や研修の幅が広がっている。	○事業者の就労支援スキル及び知識の向上を目指す。	○令和5年度に実施したアンケートを踏まえてテーマ設定をするとともに、各回のテーマを明示して参加を募ることで、ニーズに合わせた研修を実施。																						
3	【継続】 事業所間の意見交換と交流	○近年事業所数が増加しており、事業所同士の関わりや意見交換ができる機会が少ない。	○事業所間が交流できる場を今年度も設け、新規の事業所を含めた参加事業所数の向上を目指す。	○事業所のニーズに合わせた交流会の開催。																		III	2	(3)	今後の取組み	18
4	【継続】 障害福祉サービスの周知・啓発及び障害者の就労先拡充の検討	○障害者雇用に係る支援等の周知・啓発のイベント等が少なく、就職を希望する障害者や支援者等に必要な支援が行き届いていない。 ○障害者の就労先として法定雇用率の未達企業など障害者就労先と福祉側の相互理解が課題となっている。	○就職を希望する障害者や支援者等が必要な支援が受けられるよう周知・啓発をする。 ○法定雇用率の未達企業等との雇用推進への取組を実施する。	○ハローワーク、愛知障害者職業センター、就業・生活支援センター等と連携し、障害者、企業等に障害者雇用に係る支援等の周知・啓発を実施。 ○一般就労へ移行した障害者との座談会や、障害者雇用を行っている企業見学等を通じて、障害者雇用に関する取組を促進。									II	2	(1)	雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化 ⑥就労支援に向けた関係機関との連携	17									

資料5-3

【協議事項】 新規:今年度から新たに検討する協議事項 継続:昨年度から引き続き検討する協議事項 拡充:昨年度から内容を追加し引き続き検討する協議事項

【令和6年度こども支援専門部会(全体会報告用)】

【達成度】 A:達成 B+:進捗予定以上、B:進捗予定どおり、B-:進捗予定以下 C:未実施 D:実施困難(取組み中止)

番号	令和6年度(こども支援専門部会)								令和7年度(こども支援専門部会)				関連する計画等									
	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	取組内容(実績)	達成度	達成度の理由と今後の課題について	次年度取組方針	協議事項	現状・課題	目標設定	取組内容(計画)	豊橋市障害者福祉基本計画 2024~2029			第7期豊橋市障害者福祉実施計画 第3期障害児福祉実施計画 2024~2026						
													基本目標	基本施策	取組内容 主要事業	該当頁	大項目	中項目	小項目	該当頁		
1	【新設】 子育て支援体制の充実	○子育ての中で、特に幼児期の育てにくさや困難さを感じ、発達を心配する保護者からの相談が多くなっている。併せて、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用も年々増加している ○発達支援を受けるだけでなく、各家庭でより肯定的に育児ができる支援を推進していく必要がある	地域における中核的役割として、児童発達支援センターが中心となり子育て支援を進めていく	○児童発達支援センターが地域に根差した子育てに関する相談窓口のひとつとしての役割を担う体制を整える ○ペアレント・トレーニングの市民への周知および実施と児童発達支援センターとして継続的に実施していくための体制を検討する									II	1	(1)	②障害児のいる家庭への支援	18	II	1	(2)	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 ⑤発達障害児(者)を支える支援の推進	4 ・ 5
2	【新設】 障害児通所支援事業所の役割強化	○障害児通所支援事業所の増加、子どもや保護者の幅広いニーズにより、各事業所の支援内容は多様化してきている ○事業所において地域の発達支援を担う社会資源としての役割や意識を共有していく必要がある	地域に根差した発達支援の役割や課題を共有し、取組みを検討する	○連絡会や交流会にて、地域の発達支援の役割を共有し、課題の抽出をすることで対応策を整理する ○地域の専門的機関による障害児支援に係る知識や技能を学ぶ講座を実施する ○児童発達支援センター職員が地域の障害児通所支援事業所に対し、地域の特色に沿った障害児支援に関する講座を実施する									II	1	(1)	⑤豊橋市障害者自立支援協議会の障害児支援機能の強化	15	III	1	(3)	サービス確保に向けて	9
3	【継続】 事業所間、関係機関との連携による支援体制の強化	事業所間、関係機関との連携体制は構築されつつあるものの、新規指定の事業所等もあるため随時の連携が必要である	○事業所同士が話し合う時間を設けて連携を強化する ○関係機関の役割を改めて周知するとともに、他機関との連携を強化する	○事業所連絡会や事業所交流会でグループワークを実施する ○障害児サービス事業所同士の間に関わらず、その他のサービス事業所と交流する機会を提供する ○子育て支援に関する関係機関の位置づけを事業所に周知する ○特別支援連携協議会や療育関係者連絡会と協力し、学校、医療、保育等の他機関と情報共有を行う									II	1	(1)	③療育関係機関等との連携	15	III	1	(3)	サービス確保に向けて	9

障害者虐待防止に係る事業所訪問について

○事業概要

本事業は、豊橋市、とよはし総合相談支援センター及び委託相談支援事業所が各事業所を訪問・見学し、虐待防止に係る相談を聞き、助言を行うものです。令和3年度より事業を開始し、市内事業所を3年かけて訪問しましたが、支援者のお話を直接伺うことで事業所の方々が抱えている疑問や悩みを共有し、事業所の様子も確認することができました。

令和6年度以降も本事業を継続し、障害者虐待防止に取り組んでいきます。

○令和6年度の訪問事業所（予定）

訪問実施年度	対象事業所	訪問実施後に新規指定されたため未訪問である事業所 ①	訪問時に虐待防止委員会を未設置（設置時期は未定）と回答した事業所 ②	訪問時に虐待防止委員会を未設置（年度内に設置）と回答した事業所
R3	日中活動系サービス事業所	27	11	10
R4	訪問系サービス事業所	6	3	6
	障害児通所系サービス事業所	20	3	4
R5	入所系サービス事業所	3	0	3
	障害児入所系サービス事業所	0	0	0
R6	① + ②	56	17	

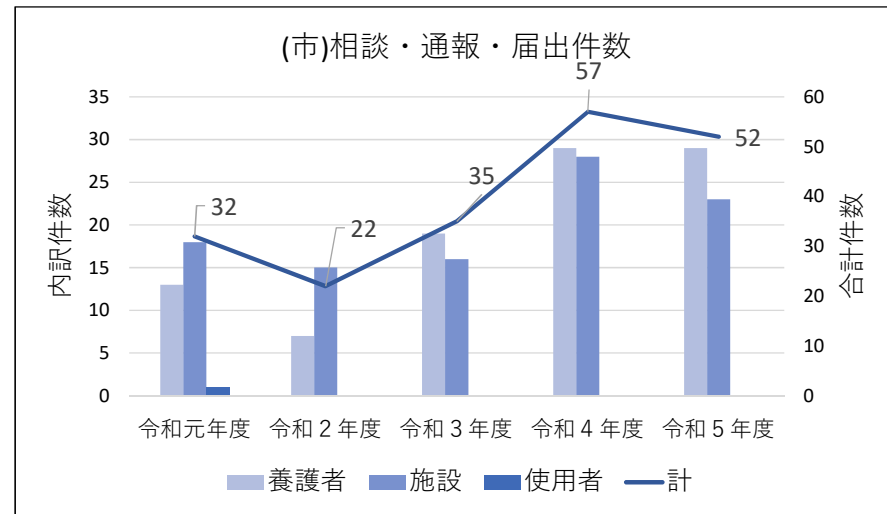
○令和6年度のスケジュール（予定）

月	内容
6月	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所に日程調整の依頼送付、訪問日程の通知 関係機関と調整し、事業所毎の担当者を決定
7月	<ul style="list-style-type: none"> 訪問開始
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回権利擁護ネットワーク協議会にて中間報告
12月	<ul style="list-style-type: none"> 訪問終了
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回権利擁護ネットワーク協議会にて年間報告

虐待件数の推移について(令和元年度～令和5年度)

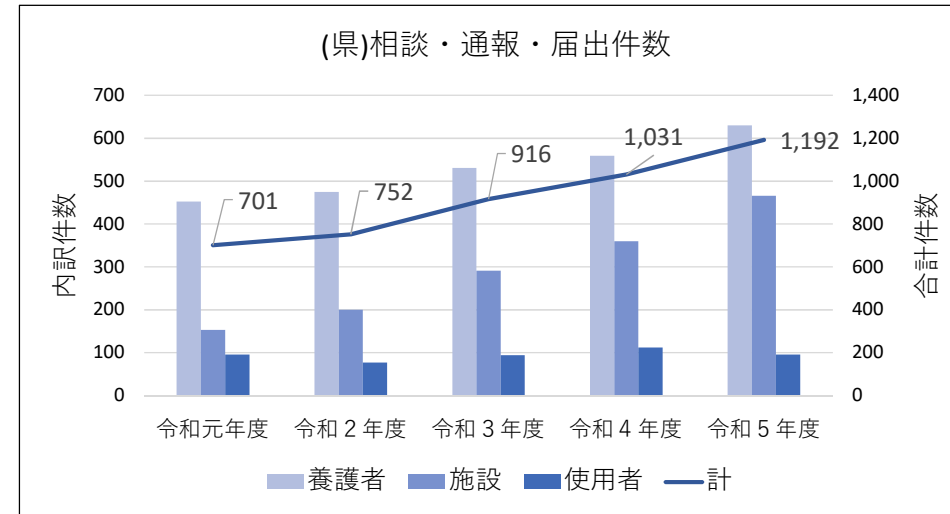
豊橋市

	(市) 相談・通報・届出件数				(市) うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	13	18	1	32	3	4	0	7
令和2年度	7	15	0	22	2	6	0	8
令和3年度	19	16	0	35	5	5	0	10
令和4年度	29	28	0	57	14	5	0	19
令和5年度	29	23	0	52	6	7	0	13



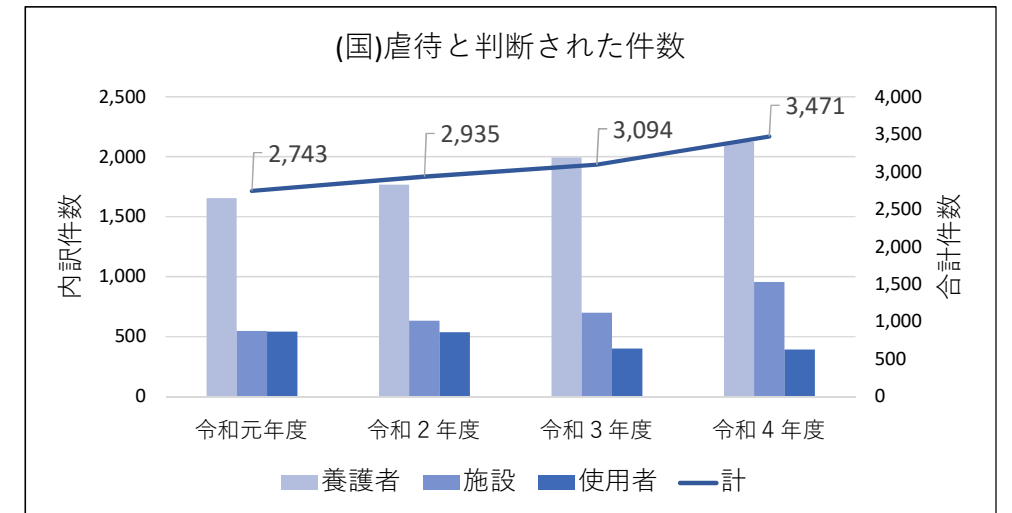
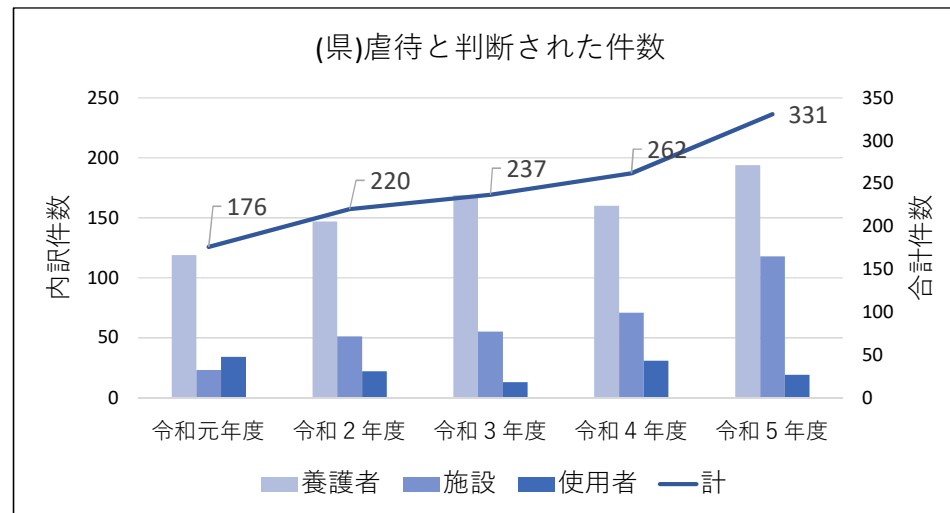
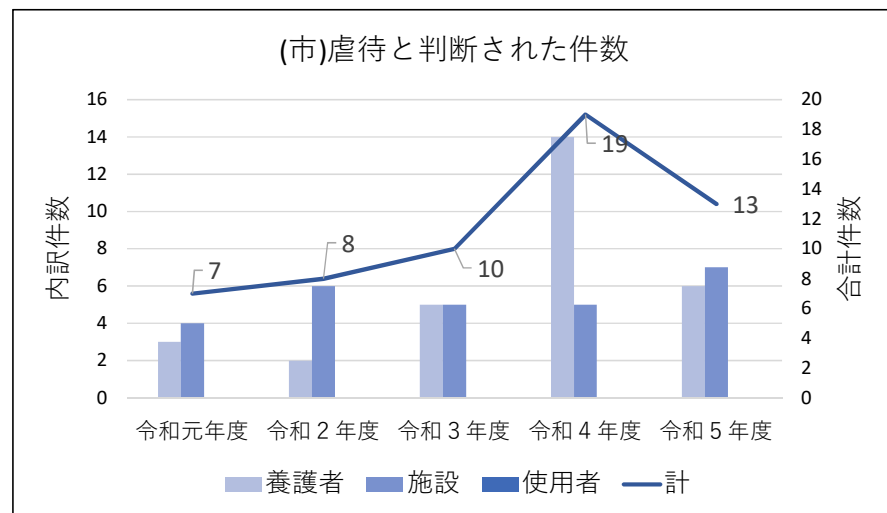
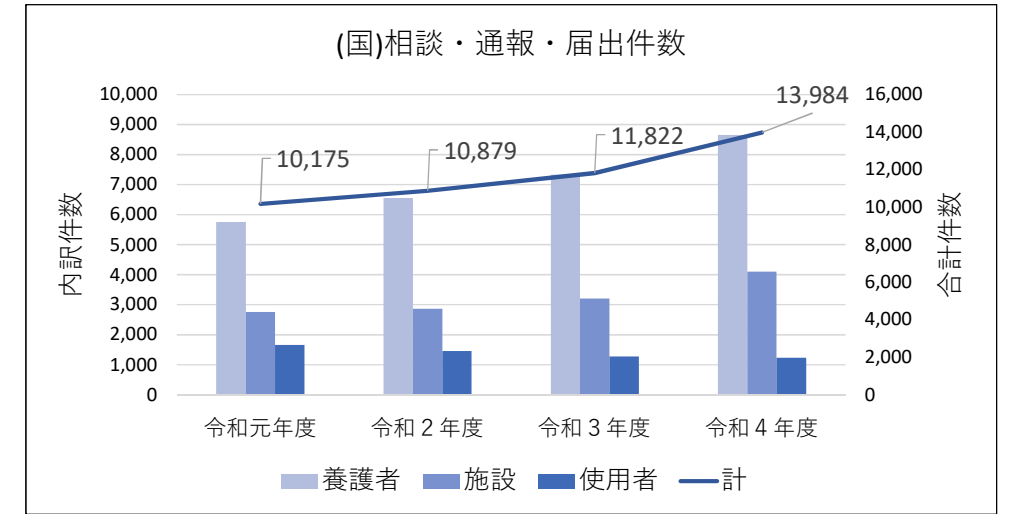
愛知県

	(県) 相談・通報・届出件数				(県) うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	452	153	96	701	119	23	34	176
令和2年度	475	200	77	752	147	51	22	220
令和3年度	531	291	94	916	169	55	13	237
令和4年度	559	360	112	1,031	160	71	31	262
令和5年度	630	466	96	1,192	194	118	19	331



全国 ※令和5年度の件数は未確定

	(国) 相談・通報・届出件数				(国) うち虐待と判断された件数			
	養護者	施設	使用者	計	養護者	施設	使用者	計
令和元年度	5,758	2,761	1,656	10,175	1,655	547	541	2,743
令和2年度	6,556	2,865	1,458	10,879	1,768	632	535	2,935
令和3年度	7,337	3,208	1,277	11,822	1,994	699	401	3,094
令和4年度	8,650	4,104	1,230	13,984	2,123	956	392	3,471

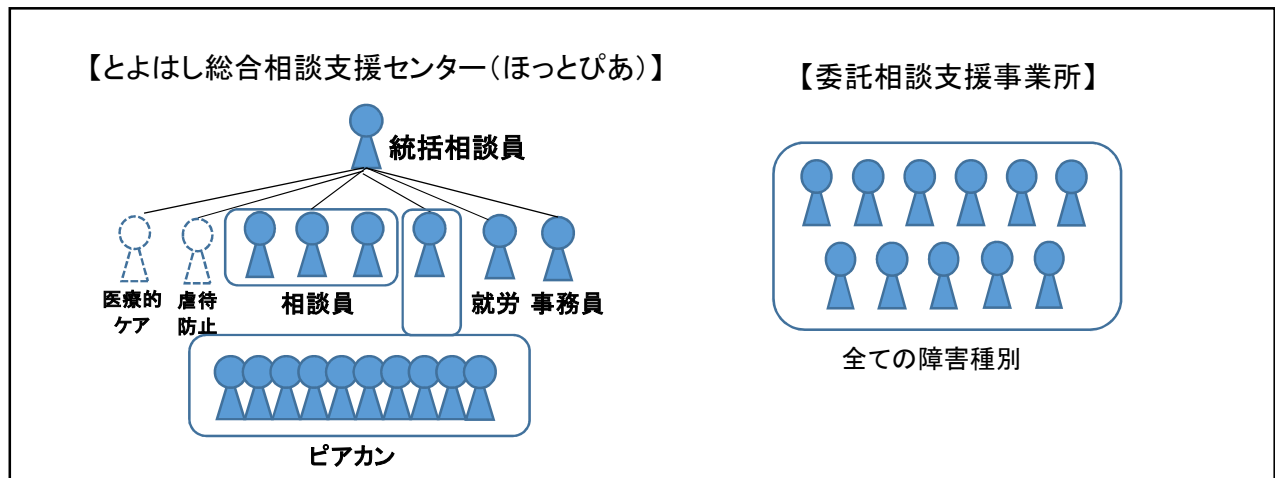


基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制について

1 基幹相談支援センターにおける欠員解消について

豊橋市では、相談支援体制の更なる強化のため、プロポーザルにより事業者を選定し、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の体制について見直しを図ったところ、令和6年1月よりとよはし総合相談支援センターにおける一部の人員配置において欠員が発生していましたが、令和6年4月より相談員1名を追加で配置することができ、とよはし総合相談支援センターにおける相談員の欠員状態を解消することができました。

新しく設置する予定であった医療的ケア児等支援マネージャー及び虐待防止相談員については、検討会等での議論を踏まえ、仕様等を見直したうえで令和6年度中に再募集する方向で検討を進めています。



名称	目的	役割
医療的ケア児等支援マネージャー	医療的ケア児者への支援について強化を図るため	医療的ケア児者及びその家族の相談支援、医療的ケア児者の支援に係る事業所への助言、医療的ケア児者の把握と進捗管理、医療的ケアに関する研修の開催、自立支援協議会の運営等
虐待防止相談員	障害者虐待防止センターの機能強化	障害者虐待の通報への対応、事実確認、虐待対応コアメンバー会議の開催、虐待防止に関する事業所への助言や指導、権利擁護・虐待防止研修の実施等

2 ほっとぴあにおける委託相談支援事業の実施について

相談支援体制のさらなる機能強化を目指すため、委託相談支援事業所の相談員が輪番制でほっとぴあに常駐し、委託相談支援業務を行う相談体制を令和6年5月7日よりスタートしました。

相談受付から対応までの相談業務をスムーズに行うことが出来る相談支援体制を構築することで、市民が安心して相談できる体制の強化を図り、相談者の満足度向上を目指します。

